

予算特別委員会

平成26年3月17・18・19・20日

葛城市議会

収納促進課長	西川嘉則
市民生活部長	生野吉秀
市民窓口課長	西川佳嗣
保険課長	中嶋卓也
環境課長	大谷肇
新炉建設準備室長	芳野隆一
新庄クリーンセンター所長兼	
當麻クリーンセンター所長	増井良之
人権政策課長	川井高久
保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
子育て福祉課長	岡幸子
健康増進課長	水原正義
都市整備部長	矢間孝司
都市整備部理事	中裕晃
建設課長	石田勝則
産業観光部長	河合良則
商工観光課長	岸本俊博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川雅大
〃	山岡晋
〃	谷口亜耶

7. 付議事件

- 議第12号 平成26年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第13号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第18号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第14号 平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第19号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第17号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第16号 平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第15号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

季節も明日からお彼岸の入りということで、一日一日暖かくなってまいりました。本日は予算特別委員会、4日間の日程で開催をさせていただくことになりました。委員の皆様には全員出席をいただきまして、ありがとうございます。また、早朝から、理事者の皆さんはじめ行政当局の皆さんも大変ご苦労さまでございます。

平成26年度の一般会計予算はじめ、特別会計予算、本年度は合併して10年という節目の年でもございます。合理的に、また能率的に予算の執行がなされますよう、十分に4日間ご審議をいただきまして、ご審査を賜りますよう、また円滑に運営を進めさせていただきたい、このように思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員外議員の出席がございましたので、ご紹介いたします。吉村議員、内野議員、西川議員、よろしくお願いいたします。

一般の傍聴についてお諮りいたします。今委員会において一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴を認めることといたします。

発言される場合は挙手をいただいて、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき発言されますよう、よろしくお願いいたします。

携帯電話については、マナーモードか電源を切るか、ご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、本予算特別委員会の審議方等について若干ご説明をいたします。審議の方法につきましては、お手元に配付の次第の順番に1議案ごと上程し採決まで行います。

次に、各会計の審査の順並びに一般会計の審議の方法でございますが、お手元に配付の予算特別委員会審議方法のとおり、一般会計予算においては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。続いて同様に3款及び4款、次に5款及び6款、そして、7款から8款、9款、そして歳出の最後までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決を行います。なお、総括質疑につきましては市政全般に係るものとなりますので、ご留意をお願いいたします。

特別会計予算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算については、歳入、歳出の順番で説明いただきますので、よろしくご了承いただきますようお願いいたします。

また、審議時間につきましては、お配りをいたしております予算特別委員会時間配分表のとおり、その日の当初の予定しております費目まで、若干終了時刻は前後すると思われませんが、そのように行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆さんに申し上げます。質問項目は1回につき3問までとします。質疑の回

数については2回まで、3回目は発言のみとなります。質問される方は私が指名をいたしますが、関連質問である場合はこの方を優先いたします。質疑は簡単明瞭に行い、前置きや要望は議事の進行上できるだけ慎んでいただきますよう、お願いいたします。また、質問をされる場合、予算書のページ数及び款、項、目、費目を述べてから質問をしていただきますようお願いいたします。

理事者側においては、答弁者は必ず手を挙げて、私が指名した後、所属、役職名と氏名を言っていただきます。なお、再質問については同一答弁者が答弁をされる場合はその所属、役職名と氏名は省略していただいても結構でございます。また、答弁も簡単明瞭、的確をお願いいたします。答弁につまきしては、所属の部長、課長など所管の担当者でよろしくをお願いいたします。

ただいま説明をいたしました以上のことについて、何かご意見等ございませんでしょうか。
(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ご意見がないようでございますので、ただいまご説明させていただいたように、委員会運営を行うことといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算の議決について、議題といたします。

本案につき、まず、歳出の1款議会費、2款総務費まで提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 失礼いたします。おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出、1款議会費、2款総務費。それでは、予算書の事項別明細書32ページをお開き願いたいと思います。

議会費からご説明申し上げます。1款議会費でございます。1億8,730万4,000円を計上いたしております。議員15名の報酬、職員5人の人件費と、議会運営に要する経費となっております。

次に、33ページでございます。2款総務費、1項1目の一般管理費でございます。5億7,794万6,000円を計上いたしております。特別職2名、職員45人の人件費と、総務の一般管理及び消費生活相談、法律相談などに要する経費となっております。

次に、ページ飛びまして、36ページでございます。2目文書広報費でございます。922万8,000円を計上いたしております。文書広報に要する経費でございます。

続いて、3目の会計管理費でございます。713万円を計上いたしております。会計事務に要する経費でございます。

次に、4目財産管理費でございます。1億784万円でございます。當麻・新庄両庁舎に係ります維持管理に要する経費を初め、公有財産の管理のための経費を計上いたしておるところでございます。

次に、38ページでございます。5目電子計算費でございます。7,568万円を計上いたしております。電子計算の運営及び管理に要する経費でございます。

続く6目地域情報化推進費でございます。3,108万円を計上いたしております。総合行政ネットワーク、イントラネットシステムなどに要する経費を計上いたしておりますところでございます。

次に、7目交通安全対策費でございます。2,297万5,000円を計上いたしております。交通安全対策に要する経費でございます。工事請負費につきましては、カーブミラー、区画線、ガードレール等の経費を計上いたしておりますところでございます。

次に、8目自治振興費でございます。9,408万9,000円を計上いたしております。自治振興に要する経費でございます。公共バスの運行委託料、負担金ではまちづくり事業一括交付金を計上いたしておりますところでございます。

次に、9目企画費でございます。1,427万6,000円を計上いたしております。企画一般に要する経費でございます。葛城広域行政事務組合への負担金に加え、本年度は合併10周年記念に係ります諸経費がその主なものとなっておりますところでございます。

次に、10目公平委員会費でございます。36万7,000円を計上いたしております。公平委員会に要する経費となっております。

次に、11目防災行政無線管理費でございます。227万9,000円を計上いたしております。防災行政無線に要する経費でございます。

次に、42ページでございます。12目ICTまちづくり推進事業費でございます。本年度新たに費目を設定したものでございます。783万5,000円を計上いたしております。買い物支援、健康支援など、ICTまちづくりに要する経費でございます。

次に、2項1目の税務総務費でございます。1億3,730万4,000円を計上いたしております。税務職員17名の人件費と、税務事務に要する経費でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。3,146万2,000円を計上いたしております。市税の賦課に係る経費でございます。市県民税、固定資産税などの電算関係経費が主なものとなっておりますところでございます。

次に、44ページでございます。3目過年度支出金でございます。過誤納金に係ります還付金1,200万円を計上いたしております。

次に、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。8,602万2,000円でございます。職員8人の人件費と、戸籍住民基本台帳事務に要する経費でございます。

次に、4項1目人権啓発費でございます。3,148万1,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、人権啓発などに要する経費でございます。

次に、46ページでございます。5項1目の選挙管理委員会費でございます。67万7,000円を計上いたしております。選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

続く2目の選挙啓発費でございます。2万円を計上いたしております。

次に、3目農業委員会委員選挙費でございます。538万円を計上いたしております。本年7月19日に任期満了となります農業委員の選挙に要する経費でございます。

次に、48ページでございます。6項1目の統計調査総務費でございます。95万1,000円を計上いたしております。統計一般に要する経費でございます。

次に、2目基幹統計費でございます。497万1,000円を計上いたしております。公用統計調査等に要する経費でございます。

次に、7項1目の監査委員費でございます。85万8,000円を計上いたしております。監査事務に要する経費でございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま山本部長の方から予算の説明がありました1款の議会費、2款の総務費について、順次質疑をしてみたい、このように思います。

まず、議会費であります。32ページ、33ページであります。33ページの15節工事請負費、予算の概要の中にも、新庄庁舎5階改装工事等関係経費として1,256万9,000円が新たに計上をされています。これについては、全員協議会でもご報告、説明を受けたわけでありましてけれども、議会のことでありますけれども、お伺いしておきたい、このように思います。

説明では、老朽化をしてきているということとあわせて、昨年12月に改正された3常任委員会から2常任委員会に変更されたことによって、委員の数がこれまでの委員よりも増えてそれぞれ7人、8人ということになり、第1委員会室が手狭となり理事者あるいは傍聴者が不自由をするということなどの理由によって、私から言わせればまさに唐突に提案されたものであります。

私は、この問題については議会改革の一環として図書室の設置、これは法に必置として定められているものであります。また、会派制度の導入に伴う控室の改善等々、ソフトとハードをあわせて議論をしてきたわけでありまして。しかし、こういう環境条件が変わってきたということであるならば、やはり私は議会運営委員会、あるいは議会改革特別委員会の中でこれまでの経過を踏まえて、第1委員会室をどうするか、控室をどうしていくか、こういうことを議論をしてその上で予算要求をし、実施をするという手順をきちっと踏むべきやと。議会というのは、これは当然行政をチェックをするという、こういう役割があるわけです。そういう役割ある議会が、何のしかるべき機関で議論することなく提案してきたということについては、非常に私は憤っているわけでありまして。

この点で、私は行政の方にお伺いをしたいというふうに思うわけですが。議会も当然ですが。市長は、公共施設等の耐震化やあるいは老朽化した施設、設備を見直していく、そしてより市民の利用に供するような施設にしていく、こういうことでファシリティマネジメント制度を導入してやっていくというふうな方針を持たれ、この間當麻庁舎の問題についても、これが終わってから當麻庁舎についてはどうするかということを決めていくということでありまして。市長と市は、もちろんそれぞれ二元代表制の中で違った役割を果たす機関であります。

議会から申し入れがあればこれはやむを得ないということかもしれませんが、この点、いかにお考えになっているか。ファシリティマネジメントとのかかわりについて、お聞かせをいただきたい、このように思います。また、築27年ということでありますけれども、じゅうたんにしても、一部カーテンは、これは経年変化によって傷んでいる部分がありますけれども、壁紙等、これはまだまだ立派な状況にあるというわけであります。経費、そういうこの事業の見積もりそのものを、私はきちっと当時つくられた方々の意思を尊重して、やるべきではないのかという思いがするわけです。その点もどのように認識の上でご提案されてきたか、内装等を含めてお伺いをしておきたい、このように思います。

それでは、総務費に入りたい、このように思います。

まず、総務費に入るに当たって、1つ、行政側の人事政策についてお伺いをしておきたい、このように思います。

この間、集中改革プランに基づいて、職員の適正化計画が実施され、それが一応達成され、一段落する中で、新しい人事政策として職員の採用方針を決めた基本方針があるわけでありましたが、これも撤回をされ、今度新たに再任用制度等を適用して行政事務の効率化、執行を促進をする、こういうことでありますけれども、基本的な職員の適正配置等に対する基本方針についてお伺いをしたい、このように思います。

それから、給料あるいは賃金の問題であります。政府は東日本大震災の財源にかかわって、国家公務員についてはこの確保のために引き下げをいたしました。本市は実施をしなかったわけでありますけれども、そのことによってラスパイレス指数は若干上がってきたという、そういう経過がありますけれども、現状の葛城市職員の給与水準、ラスパイレス指数等をあわせてお伺いしたいということと、それから地方自治体の職員の中をしてみると、本市においても3分の1程度、それを越えているかもわかりませんが、臨時の職員がふえております。そういう臨時職員の賃金の見直し、こういう点もどう考えられているのか。安倍首相は消費税の導入に当たって景気が後退しない、そのために企業あるいは行政に対しても給与収入の改善を言っているわけで、保育士などあるいは介護士などの給与改善については具体的な施策も打ち出してやっているの、その点で平成26年度の予算において、どのように給与の改善、賃金の改善が盛り込まれているか、まずお伺いをしたい。

これで3つです。

朝岡委員長 寺田議会事務局長。

寺田議会事務局長 失礼します。議会事務局の寺田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど白石委員の5階改装工事の関係経費のことについて、その内容、それからその成果、目的等を発表させていただきます。

まず、新庄庁舎5階改装工事の内容でございますが、関係経費としてコピー料金として需用費に9万8,000円、コピー賃借料として使用料及び賃借料に13万3,000円、そして工事請負費に1,180万円、それから備品購入経費として53万8,000円、総額が1,256万円の計上となっております。

この、工事請負費の予算書掲載では1,180万円となっておりますが、まずこの工事の内容

でございますが、当初の計画におきまして、第1委員会室を拡張するために東側の壁を撤去し、現在ほとんど使用しておられない和室をなくして第1委員会室といたします。また、現在の図書室を議員控室に移転し、そしてから新図書室を設置いたします。内容は、議員控室の西側ロッカーの2と3番にある間に壁となるパーテーションを南北に設置いたします。新図書室には備品購入費としてシュレッダー、会議用机、いす、ノートパソコン、そしてカラーコピー機を設置いたします。

次に、議会事務局、それから議場及びトイレを除きます議員応接室、正副議長室、第2委員会室、面談室、それから理事者控室、そして廊下各部分におきましては天井及び壁のクロスの変更、カーテンの取りかえを予定しております。

なお、床はクリーニングをすると設計いたしまして、原型の工事請負費1,180万円の内容となっております。

なお、この工事内容につきましては、2月12日の議会運営委員会協議会、そして2月19日の議会全員協議会、そして3月11日の議会全員協議会におきまして、議員各位に説明を申し上げました。なお、その場で議員各位の方からさまざまなご意見がございまして、設計の見直しを実施いたしました。その見直しの主な内容といたしましては、天井及び壁クロスの変更の見直し、そして2番として遮光カーテン取りかえからクリーニングに変更、そしてレースカーテンの変更の見直し、以上、材料の見直し、また遮光カーテンのクリーニングをすることで再利用の方法によりまして経費が削減できまして、当初設計よりも概算で約250万円の減、率にして約21%の減となっております。その結果、予算書の工事請負費としては1,180万円と計上しておりますが、約930万円の工事請負費で見込んでおります。

そして、その効果につきましては、去年9月定例会におきまして議員定数の削減、そして12月定例会におきましての委員会構成の変更等によりまして、第1委員会室が手狭になっております。そのために、和室をほとんど使用しておりませんので、和室を改造し第1委員会室として改造することに改修いたします。そしてまた、現在の図書室は理事者控室と兼用となっておりますので、それらを改修いたしまして、議員控室の一部を図書室専用とし、新図書室における最新の事務用機器でありますカラーコピー機、これはリースでございます。そしてノートパソコン、シュレッダー、会議用机、いすを設置することによりまして、議員皆様の議員活動の一助となることを目的として、それが考えられます。そして、第1委員会室の拡張に伴います部屋の多機能性確保が挙げられます。例えば、議会全員協議会の開催は現在4階や2階の会議室を利用しておりますが、今回の改装で5階での会議開催が可能となります。そして、第1委員会室では傍聴者席が現在最高で5席しか用意できておりませんので、現在議会改革特別委員会において種々検討されておられますが、市民に開かれた議会を目指しておられます。そうなれば、今後多くの市民の傍聴者が来られることが予測できますので、そのためにも傍聴席の確保等の必要性がありまして、今回の改装でこれらの件も解消できます。

以上、5階改装工事の関係の経費の説明、そしてその効果、目的等を終わります。以上でございます。

朝岡委員長 議長。

西川議長 白石議員からご指摘をいただきまして、この改装に至った、手続上ちょっと問題があるのではないかというふうなご指摘をいただきました。先ほど、局長が申しあげましたように、議運の協議会、全員協議会等で説明をしてまいりましたが、10月の改正、そして12月での委員会の構成等がございまして、その後いろいろ検討させていただいて、正規の手続としてはそういうことではございましょうが、できるだけ説明をさせていただきたいということで、議運の協議会をやり、全員協議会で2回やらせていただいて、いろいろなご意見をいただきました。議会というのは、やっぱりいろいろなことがあっても、市民の税金を使う以上、もっと慎重でなければならないのではないかと、そういうふうなご意見をいただいたことは事実でございまして、また一方ではこの改装のことに今局長が説明したような問題を解消するために、進めるべきやというご意見もございました。

そういうふうな中で、踏み切らせていただきましたのは、和室の、当初はしっかりと利用していただいたんでしょうけれども、今は物を置いているような形になっておりますので、和室を含んで委員会室を拡張させていただきたいということと、図書室というふうな形で控室を看板、議会では図書室は必置の条件でございましてけれども、今、控室を看板を掲げて図書室というふうなことにはなっておりますけれども、議員の方々、いろいろな条件があった中で、葛城市の市議会としては政務活動費を計上しておりませんので、本来の議員の活動をしっかりしていただく、今もしっかりしていただいているんですけれども、より充実した議員の活動をしていただくということで、図書室を充実させていきたい。本来の形で充実をさせていきたいということで、控室と隣り合わせてつくらせていただきたい、こういう思いでございます。

今後、いろいろな議会の方での協議は、正規の手続を今までもとらせていただいておりますので、そのことについては今後ともそういうふうに心がけて議会運営をやらせていただきます。

どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 ただいまの白石委員のご質問でございます。行政としてこれをどう考えるのかということでございますけれども、ファシリティマネジメントの検討を現在葛城市はやっております。その中で老朽化施設や行政が提供しているサービスを、どのような形で住民に届けていくのかということを主眼としてさせていただいているわけでございますけれども、議会の皆さん方のこの議会の機能というものは、施設とは不可分であるというふうに思います。現在、新庄庁舎、當麻庁舎で行政は行っておりますけれども、新庄庁舎に議会を設置をされ、その5階フロアの中で議会活動をされておるというところで、ここはこの施設と切り離すことのできない、住民に対する説明責任またサービスであろうというふうに認識をしておるわけでございます。現在、先ほど議長が説明されましたようなことで、機能を改善したいという申し入れがございまして、それに要する経費等を試算をされ、これだけのものの中で、全部使うといわけではないけれども、できるだけ縮減をしながら機能改善を図ってまいりたいという

申し出がございました。なるほど、現在委員が3つから2つになって、また先般からも委員会をさせていただきながら、うちの担当の職員が全部入られないというような状況があるわけございまして、委員会室を広げていくことや、またその他の議員の皆さん方が図書室を設けて、前々から白石委員等も懸念をされておられました図書室の機能の充実ということがあるということで、行政としては申し出のとおり、そのとおりに要求をさせていただいているというところでございます。

朝岡委員長 総務の人事政策はいいんですか。

下村課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず最初の質問でございます。職員の適正配置についてでございます。職員の適正配置につきましては、限られた職員数の中で毎年7月に各課のヒアリングを行いまして、不足状況等も鑑みながら職員の募集また嘱託員の任用、また職員につきましては非常勤職員の任用をいたしまして、適正配置を行いまして事務事業の執行に伴いまして不足のないような形で検討しております。

次に、給与の改善でございます。国公準拠ということで、国家公務員の給与制度に準じた形で給与制度で運用を行ってまいりました。給料月額と比較という面では、ラスパイレス指数につきましては、平成24年度につきましては99.8%と、県下の市の中では依然低い状況であることは認識しております。人事院の勧告と異なった方法で給与の抑制の回復措置として、若年層を対象として回復措置を本市におきましても、抑制を受けた全職員に対して回復措置を講じてまいりました。

一方、国家公務員におきましては、給与の改定、臨時特例に関する法律の施行によりまして、平成24年4月1日より平成26年3月31日までの間平均7.8%減額して支給措置が講じられております。本市といたしましても、県内の各市におきましては、それぞれの事情も踏まえまして独自の減額を行っているため、7.8%の減額はこの中に含まれているという市もございまして、本市におきましてはラスパイレス指数が他市に比べて低いという実情でありまして、実施いたしませんでした。

本市のラスパイレス指数につきましては、平成24年度99.8%、給与の改定をないとした場合は92.2%になっておりまして、県内12市の中では12位、県内39市町村中では28位となっております。

また、臨時職員の待遇改善でございます。平成26年度より臨時職員の中で特に専門知識が必要な職種、保育士なり幼稚園教諭なり介護認定調査員なり、そういう職種につきましては、3年間その勤務状態を見まして、勤務成績のよい者につきましては嘱託職員として任用するという形で、平成26年より考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 議会事務局長並びに議長、そして市長、さらに下村課長からそれぞれご答弁をいただきました。

議会の内容で時間をとるのは非常に僭越でありますけれども、議会としてこの間定数削減を議論をし、そしてその削減に伴って常任委員会をどうしていくんだと、3常任委員会で行くのか、2常任委員会で行くのか、これは長い時間をかけて議論をしてきたわけであり、議会改革とあわせて、経費の削減も含めて、それぞれの立場から議論をしてきたわけであり、

私は、議員定数というのは、経費削減の立場からいうことではなくて、やはり住民の意思を多く市政に反映をしていく、こういう立場、あるいは行政をチェックをするというこの役割、あるいは市民の要求を政策にして実現をしていくという、そういう役割をきちっと果たしていけるような構成にしなければならないという立場で、議論に参加をしてきたわけであり、

しかし、2を削減するんだ、あるいは3を削減するんだという形で議論をし、結果として3減の15ということになりました。経費削減ができたということで、広く市民の皆さんにお話しをされた方もあったというふうに思います。

しかし、定数削減によって、議会棟を改修して1,000万円に及ぶ費用をかけるということ、これは私にとっては本当に市民に対して申しわけない、こういう思いでいっぱいです。私は議会改革の中で、図書室の設置を要求してまいりました。これは地方自治法上必置の施設なんです。議会がその役割を果たす上で必要な施設、こういうことで規定されています。しかし、やはり費用がかかる。こういうことで、理事者控室の看板に図書室という名前をつけたプレートにかえるということで妥協してきたのではないですか。それは、控室やあるいは和室を改造して、それこそ将来の会派制に向けたスペースを確保し、可動的にそういうことができる建物にすべきだというふうなことも、議論をしてきたことはあります。しかし、それはやはり経費がかかる。そういうことから、今、市民の皆さんの理解が得られるのか、こういうことで一番最後に回そうということできたのではないですか。庁舎の、當麻庁舎は別にして、新庄庁舎の改修にしたって、その一部である議会棟の改修にしたって、これは一番最後だということではないですか。それが、3常任委員会として議会改革特別委員会で議論をして決めた。しかしそれは、12月の議会で唐突に議員提案によって2常任委員会に変えられた。そのことによって、委員会室が狭くなったからといって、こういう改築、改造ということになったら、これは何を考えて提案をされてきたのか、それを実行したのか、全く理解できない。

これ以上答弁求めることはしませんけれども、もう既に提案されたときに、報告、説明されたときには、予算書にちゃんと載っているような時期ではないですか。違いますか。違ったら言ってください。違ってなかったら、ご答弁は要りません。

そんな中で、報告、説明を受けて、改修を歓迎する、そんなことはできないではないですか。私は、予算は予算としてこれはもう仕方がない、通るでしょう。通ったとしても、やはりきちっと市民の理解が得られる、議会の一定の合意が得られるまで、執行はすべきではない。本来ならこの予算を削除したいところであり、

それから次に移ります。人事の政策についてであります。

基本的な人事政策については、理事者から説明をいただくのが筋だと、こういうふうに思うわけでありませう。課長の方から説明がありましたけれども、再任用制度の実施、あるいは今後職員採用の計画、これをやはりきちっと持って提案をしていただきたい。

ご承知のように、集中人員投入期間として平成23年から平成26年の4年間に67人を採用するという基本方針が出され、実際に1年だけは実施されたわけでありませうけれども、その後撤回をされております。

私はそのときに、ちゃんとしたそういう人事施策の一環として、職員の採用の計画とあわせてつくるべきだというふうに言ってきたわけでありませうけれども、個々の施策として再任用制度を活用していく。先ほど課長が説明されたように、臨時職員の中から成績優秀な者については嘱託職員として採用していく。こういうことはされていませうけれども、実際に今後葛城市が10年たちます、更に先の10年、どういう基本的な人事政策をもって臨んでいくのかということは、これは私は大事なことだというふうに思います。そういう意味では、それがよかった悪かったは別にして、集中人員投入期間という形で、そのときに基本政策を出してきた、計画を出してきた、方針を出してきたということは、これはこれで私はいいことだというふうに思うんです。しかし、それが結果として取り下げないかんということになったことが、これは仕方のないことです。やはりちゃんとした方針を持つことが大事やというふうに思うので、今の課長の話では、全く葛城市の人事政策、職員の採用計画等が見えてこない、これでは、改めて答弁を求めておきたい、このように思います。

給与やあるいは賃金の改定の問題です。個々に社会的に大きな問題になっている保育士あるいは介護士等々の給与の改善については、政府も時限的ではあるけれども一定の施策を打って、これはどちらかと言えば人材の確保という面での改善が行われているわけで、私ももちろん人材の確保は、これは当然大事なことだけれども、地方自治体の職員が、これは民間もそういう傾向大ですけれども、臨時職員、本当にふえてきている。正職員に置きかえられてきている。企業においても、派遣やアルバイトやパートがどんどんふえていって、国民の、市民の所得がどんどん減ってきているわけです。そこへ、安倍さんが消費税の引き上げに当たって、国民の所得を上げなければいけないということで、大企業に対しての給与の引き上げを求め、一部分大企業が何年ぶりというぐらいに給与の引き上げをしているということです。先ほど課長から説明があったように、葛城市はラスパイレス指数実質92.2%、12市のうち、最下位。そして、37市町村、その中では28位という状況が報告されました。大体その程度だったと、私も理解をしています。しかし、これが全然改善されていないわけです。それは、何らかの形で手を打たないと、このままずると今後10年も進んでしまうわけでありませう。これについても、ある一定、給与改善をするための内部的な方針を持たないと、これは解決しない。これは、理事者が本当に腹をくくって一定のリスクも当然あるわけでありませうけれども、それを覚悟でやらないと、上がっていかないというふうに思うわけです。この点、理事者からご答弁をいただいております、このように思います。

朝岡委員長 市長。

山下市長 白石委員から人事政策、それと、職員給与の問題についてお尋ねがございました。

まず、人事政策等につきましては、平成23年に一度職員採用の方針ということでお示しをさせていただきましたけれども、その後ときの情勢等によりまして、撤回させていただいた経緯がございます。職員の適正管理、また業務の量にどれだけの人員が必要であるのかというところで、当時あのかときにはアウトソーシングのこともご提案をさせていただいたというふうに思っております。葛城市の業務の中で民間に委託することができる業務等を、あのかときは4つほどでございましたけれども、議会にご提案をさせていただきました。残念ながらご理解を得られずに、それを遂行することができなかったということでございます。我々としては、本来市役所の職員がやらなければならない業務、またアウトソーシングで民間にも任せて大丈夫な業務等を仕分けをしながらという意味で、試行をしてみたいというふうに思っておりましたけれども、まだそのときに至っておらなかったのかなというふうに思います。

また、改めて人事政策の問題、トータルの業務とそれに見合った人員、それと本来行政でやらなければならない仕事と、民間に任せても大丈夫な仕事というものを仕分けをしながら、そのあたりのご提案をさせていただけたらというふうに思っています。

そのときに議論になりましたのが、再任用制度の問題でございましたけれども、葛城市もこの平成26年度から再任用制度を適用させていただくわけでございます。また、国におきましては、定年制の見直し等も考慮されているというところで、まだ確たるものが出てきておりませんが、その分も含めて再任用の問題と定年制の見直しと、これがしっかりと出てまいったときにどのように葛城市として対応していくのかということも、おそらくここ1、2年で出てくる問題だと思いますので、そこも含めて考えてみたいというふうに思っております。

それと、職員の給与の問題、ラスパイレス指数で、変更後99.8%でございます。一定職員の給与の引き上げ等につきまして、行政の方として積極的に関与すべきではないのかというお話がございました。確かに、私、市長にならせていただいてから、遡及適用であるとかそのあたりはしないでおこうというようなことで、給与の改善等に少し踏み込ませていただいたというところがございますけれども、定められたこと以上のところに踏み込んでまいりますと、議員ご承知のとおり、交付税等の関係でペナルティもあるというところで、このあたりをどのような形で対応していくのか、今後また人事担当と検討を重ねてみたいというふうに思っております。

ただし、葛城市の職員の場合は、手当も含めて他市と比較をすると、他市等と同等かまたそれ以上という形になります。議員がご心配のように、本給の部分で他市よりも低いというところがあります。この手当と本給、この関係をどうしていくのか、これも一考ではありませんけれども、検討する課題の1つだという認識をしております。

ただ、この手当の中で、残業手当等、これは時代の流れでございます。残業している分はしっかりと見ていかなければならない。もちろん当たり前のことでございますけれども、これを適用させていただきまして、もう2、3年になるかと思っておりますけれども、この部分を適正に執行していこうとすると、残業手当等が多くなっていく。このあたりのことも含めて、

人員管理、人事管理をどうしていくのか、大きな課題であるというふうに思っておりますので、また皆さんのご意見を頂戴しながら、適正なる制度構築に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁がありましたので、職員の給与の問題については、言及がありました。

私はそれとあわせて、臨時職員の賃金の改善ということで、市長に求めておきたい。ご承知のように、奈良県の最低賃金は710円だったでしょう。現状の一般事務の時給は750円であります。確かに保健師や栄養士、あるいは学童保育の指導員等、これらよりも高く設定はされていません。実際に最低賃金よりも40円しか変わらない、そういう時給で仕事をしておられるということです。これは行政として大いに考えてもらわなければならないことだというふうに思います。

この点も、改善を求めてまいった。当然、財源がなければできない話ですので、将来に向けた財政計画、あるいは職員の人事政策や採用の計画、それらを含めた中でどのように改善をしていくかということ、プランを持っていただくということが大事だということをおきたいというふうに思います。

以上であります。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

吉武委員。

吉武委員 吉武でございます。よろしく申し上げます。

まず、33ページの1款議会費、1項議会費の1目議会費の15節工事請負費なんですけれども、今、白石委員からもおっしゃったところなんですけれども、1つお尋ねしたいんですけれども、この費用というのは先ほど一番最初に局長が必要だと判断してということ、まず議長から発信して必要だと、局長も必要だと判断して予算としてこれからくださいという形で上げていると思うんですけれども、その際、行政としてはきっちりとその中身を全て精査された上で必要であると判断されているのかということ、これをまず1つお伺いしたいです。

全員協議会で議員の中で本当に必要かどうかというところで議論したところ、この1,180万円のところがグレード等々を見直し、精査かけたところで、先ほど局長のご説明では930万円ほどになりますよと。たった1回の全員協議会で議員がちょっと言っただけで、930万円になった、することができますよと、いうふうになったと思うんです。では、最初の予算を持っていったときに、行政というのはきっちりと中身を精査されているのかなという、丸のみにしてしまっているのではないかなというところをまずお聞かせください。

あと、2つ目なんですけれども、同じ33ページ、総務管理費の1目一般管理費、1節の報酬、嘱託員報酬16人とあるんですけれども、平成25年度の予算では嘱託職員が2名だと。14名ふえているんですけれども、今までの話やと、14名のふえた分というのは宿日直の方が12名でICTが2名なのかなというような考えなんですけれども、宿日直12名だとして、かなりの額がふえると思うんですけれど、計算したら宿日直の分だけで多分2,000万円ぐらいかか

るんですかね、計算したら。それぐらいになるかと思うんですけども、その下の宿日直手当を見ると、平成25年度予算だと864万8,000円となっていると思うんですけども、今年最初の12名やと、採用する前の分で187万8,000円と上げていると思うんですけど、合わせて2,200万円ぐらい、今年、宿日直の分でかかるような計算になるかと思うんですけども、それははっきり言ってかなり高額になってまで、嘱託に回さないとだめなのかなと思うので、そこら辺の、なぜ大きなお金を使ってまで嘱託にするのかなと。先ほどあったように、職員の方の給料があまり高い水準ではないというところがあるのであれば、例えば宿日直手当を厚くするとかでもできるかと思えますし、給料に反映させるということでも、この嘱託で2,000万円ぐらい使うのであれば、そういったことも考えられると思うので、なぜ2,000万円ほど使って嘱託にするのかというところが2つ目です。

3つ目なんですけれども、36ページ、4目財産管理費の8節の報償費のファシリティマネジメント検討委員会委員報償費が9万6,000円となっていると思うんですけども、平成25年やと25万6,000円というふうに、平成25年度よりも下がっていて、単純に回数が減るのかなというふうに思うんですけども、それはなぜ回数が減るのか。減るようなふうになっているのか。まずその理由をお聞かせいただければと思います。

以上、3点でございます。

朝岡委員長 事務局長。

寺田議会事務局長 事務局の寺田です。よろしくお願いたします。

吉武委員のご質問でございますが、先ほど一番最初に説明申し上げましたように、そういった改装の関係の必要性から精査いたしまして、予算要求させていただきまして、理事者査定の中で決定いただきまして、今回1,180万円という金額になっております。

以上です。

朝岡委員長 杉岡副市長。

杉岡副市長 議会から予算要求をされまして、査定をさせていただく中におきまして、まず今回の改造につきましては、この委員会の構成いかにかわらず、以前から委員会室につきましては若干狭いなどというふうな思いを持っておったわけでございます。こういう形で議会改革がなされまして、やはりよい環境の中で、また当初計画されていた中でも利用頻度の低い部屋につきましてはそれを改造という形でされることに関しましての提案を受けまして、聞かせていただいているわけでございます。もちろん、現場も見させていただいております。しかしながら、実施設計されているわけではございませんので、その材質等にかかわりますつぶさなヒアリング等はまだやっておらないわけでございます。我々、今まで予算の中で執行されるに当たりまして、改築費につきましては坪単価これぐらいだろうというふうな思いの中で、実際査定をさせていただいておるわけでございます。それぞれ委員会、また協議会を通じまして、それぞれ議員の皆さんからいただきましたご意見を参考に実施設計をされると思います。その実施に当たりましては、それぞれ我々もそれぞれ議会も含めまして注意をしながら、実施していきたい、このように考えております。

以上です。

朝岡委員長 下村課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。よろしくお願いします。

ただいまの嘱託員の報酬の件でございます。昨年と比べまして14名の嘱託員が増加している中身でございます。宿日直業務の嘱託員の任用という形で12名、それと本年度定年退職者から1名、今までの経験を活かしていただきまして、嘱託職員として1名任用する予定でございます。あともう1人が、防災関係、生活安全関係、また反社会的勢力、クレーマー等の対応のため、警察官のOBを1人嘱託員として任用するものでございまして、計14名が昨年よりふえている状況でございます。ICTの分につきましては、戸籍住民本台帳費の方で嘱託報酬として上げさせていただいております。

それと、宿日直業務を嘱託職員を任用いたしましてやる理由でございますが、宿日直業務につきましましては、一般職の職員で月1回から2回の割合で行っております。宿日直業務の中で、戸籍の届出、火災や災害情報等の対応も深夜に対応しなければいけないことがあります。また、特に死亡届による事務につきましましては、関係書類の確認、死体埋火葬許可証、火葬場使用許可証の交付など事務をしなければならないことがあります。また、宿日直につきましましては、月1回から2回の割合でそういう業務につきましましてはなれない面もございまして、スムーズに処理が行えないケースも出ております。また、宿直の当日は業務につくための準備、また翌日の宿日直終了後は午後より職務につくための準備等、職員の健康管理面や仕事への影響も考えられ、職務に専念してもらいたい面もございまして、宿日直業務につきましましては、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始に当たることから、休日の日数も少なくなりまして、宿日直当日に急用が出たときの対応等職員の負担となっております。このような状況を踏まえまして、宿日直時に死亡届があった場合、埋火葬許可証、火葬場の使用許可証の交付を行っておりますが、これらの許可行為を行うためには、職員で行う必要がございまして、民間業者への委託も難しいことから、嘱託職員を任用して宿日直業務を実施したいと考えています。

業務内容につきましましては、今まで職員と行っていたときと同様のサービスでございまして、嘱託職員の選任のそういう職員を任用することになりまして、より一層の市民サービスの向上につながるものと考えております。

体制につきましましては、新庄庁舎、當麻庁舎、それぞれ2名1組、3交代制で6人、計12名により宿日直業務を実施する予定でございまして、先ほど金額の面でございますけれども、宿日直業務12名任用いたしまして報酬額といたしましては、2,499万8,000円ということで、宿日直手当と比べましたらかなりの費用増になるわけなんですけれども、宿日直につく場合は次の日の午前中は職免というような形もとっております。また前日におきましては午後4時より職免という形をとっております。その分がまた時間外に跳ね返ってくることもございまして、その分を計算していきますと約1,700万円近いぐらいの現在の費用がかかっているように見ることもできます。費用の面につきましましては、幾らか現在の費用より多くなることを考えられますけれども、いろいろな職員の面とか市民サービスの向上等いろいろな間違い等、不備のないような形ですることと考えていただきまして、宿日直につきましましては嘱託職員を任用させていただきまして実施したいと考えております。

ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

朝岡委員長 安川財政課長。

安川総務財政課長 総務財政課長の安川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先ほどの、財産管理費におきます報償費についてでございます。昨年度におきましては、予算計上8,000円の8名掛ける4回開催ということで、25万6,000円を計上していました。それで、昨年度ファシリティマネジメントの検討委員会を設置する中で、1名につきましては国土交通省の方、もう1名につきましては奈良県のファシリティマネジメント室の方、あと、大学の教授、それと学識経験者1名、それと市内在住の方1名という、この5人編成で当初から会議を検討させていただいていたわけですが、平成26年度の予算に当たっては、その5名のうち2名、つまり国土交通省の方並びに奈良県のファシリティマネジメント室の方につきましては、業務の一環という中で報償費は不用ということで当局の方から報告を受けました。その結果、今年度の予算につきましては3名掛ける8,000円掛ける4回という計上9万6,000円の今回の予算計上になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉武委員。

吉武委員 まず、議会費なんです、工事請負費、きっちり精査されているということで、例えばどこから出た、議会に限らず各担当部署からこれぐらい予算要るんですと丸みのしてしまつたら、いろいろなところで多額のお金とかがかかっている可能性もあるのではないかなと思って、不安だったのでお伺いさせていただきました。きっちり精査されているということだったので、ありがとうございます。

次に、嘱託職員の時間外を入れたら1,700万円ぐらいで、トータルいろいろ考えたら結局500万円ぐらいの違いになる。それを、多少高くなっても市民にとっても職員にとってもメリットがあるということで、そういう考えでやりますということですね。わかりました。

最後、ファシリティマネジメントなんですけども、人数が減ったんですね、まず。8名ではなかったですか。去年は8名ですね。

朝岡委員長 課長。

安川総務財政課長 再度説明申し上げます。当初年度というか平成25年度の当初におきましては、8名の計上で4回という計上でございますから、今回委員としましては5名おります。ただし、5名のうち、国の方並びに県の方につきましては当該業務という中で、計上的には3名の計上で、今回は予算を上げております。5名のうち2名は不用になっておりますので、そういうご理解でよろしくお願いたします。

朝岡委員長 吉武委員。

吉武委員 トータルの人数は、平成25年度も平成26年度も8名ということですか。

安川総務財政課長 5名です。現状は5名で動いていますので。

吉武委員 5名で、平成25年度は8名、全員、報酬あるなしに関係なく8名でされていた。

朝岡委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願いたします。

平成25年度当初予算、まだ検討委員会の委員も委嘱しておりません段階での、予算上では8名を見ておった。昨年、検討委員会を立ち上げたところ、先ほど課長が申しましたように5名の委員の皆さんで立ち上げをさせていただいて、そのうちお2人については国の職員、また県の職員ということで、費用が発生しないということで、実際にこの平成26年度の予算では残る3名の分を4回ということで計上させてもらっている、こういうことでございます。

朝岡委員長 吉武委員。

吉武委員 予算上最初は8名だったけども、立ち上げたら最初から5名で動いているという形。これで年4回やと。これは3カ月に1回、大体平均したらということになるかと思うんですけども、さまざま3月議会の一般質問の吉村議員が耐震のことを聞いたり、今、耐震工事等々もさまざまされている中で、あと、統廃合もどうするねんというところをファシリティマネジメントで決めるという、ファシリティマネジメント検討委員会で公共施設をどうしていくかというのを決めるというふうにお伺いしてるんですけども、この耐震であるとかであれば命にかかわるといふふうなところで、ある程度急がなくてはいけないのかなというところも思うんですけども、もうちょっと予算をふやして回数をふやされて早くやるということはお考えにはならなかったんでしょうか。それだけ最後、ちょっと。

朝岡委員長 市長。

山下市長 ファシリティマネジメントのことにつきましては、施設の中身をしっかりと見ていかななくてはならんということです。皆さんが見ておられる事項別明細書の37ページにも、公共施設の劣化と調査であるとか、建築物コンクリート中性化調査業務等が書いてありますように、実際にその建物の中を見て、コンクリートの抜きとりをやって、もつのかもたないのかということも含めて、調査に入っていかなければならないので、会議の回数を多くしたからといって調査が早く済むというわけではありませんので、状況を見ながら必要な書類を集めていって、それを資料が整った段階で次に進んでいくということをやっていきます。

申し上げておりますように、全部で200棟がある。200棟のうち、今回見させていただくのは130の施設を見ていくということで、かなり膨大な量になってくるということもございしますので、そのあたりご理解をいただきながら、書類上、図面上だけで見ていけば、早く済みますけど、実際その建物がどうなのかということを見てまいりますので、実質調査をしながら進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

朝岡委員長 吉武委員。3回目ですよ。

吉武委員 まだ検査が全部終わっていないというところで、検討委員会をふやしても早くできないというのはわかったので、ということはまだ検査が終わってないというところで、なるべく検査でも今年度予算ついているので、僕としては早くしていただきたいなというのがあるので、来年度、今年度、この平成26年、検査を予定しているものを全てちゃんとできて、早くできるようお願いしておきたいなと思います。

朝岡委員長 ほかにございせんか。

増田委員。

増田委員 それでは、私の質問をさせていただきます。

39ページでございます。2款7目交通安全対策というところで、ご質問をさせていただきたいと思います。

先日の一般質問でも、私、交通事故のことにつきまして質問をさせていただきました。その後、私も気になりましたので、ええ加減なデータでご質問しても失礼かと思ひまして、奈良県警察本部の交通事故等というものを調べてまいりました。

葛城市、合併前の数字を若干拾うと、市町村別の人身事故の発生件数、平成13年、14年、290件、270件、こういう数字でございます。平成21年、294件。ほぼ横ばいの状態で、人身事故が発生しておる、こういう実態でございます。これは、警察の資料なので。香芝市においては、平成13年430件。356件に減っておる。奈良市、2,300件が1,600件に減っておる。市のほとんどが、平成13年、14年ごろの数字から見ますと、非常に減少傾向にある、こういうことでございます。

片や葛城市の場合は、横ばいで推移しておる。これを、率であわらしておる数字がございます。住民の人数に対してです。要するに、発生件数という、発生率でいきますと、1,000人に対して8.3件、こういう発生率になります。葛城市の場合です。8.3件。

先日もお話ししましたように、市の中で8.3件の葛城市が一番多いよと。市町村でいきますと、この上北山、川上、地区外の方が非常に頻りに移動される機会の多い山間部のところでは14.1件とか10件とか、高い数字でございます。東吉野で8.9件とか、山添村の9.7件とか、そういう数字が並んでます。その次に葛城市の8.3件。6番目が田原本町、これも非常に行き来の激しい国道24号線。7.7件。これが葛城市の次に来る数字でございます。田原本町は先ほど言いました平成13、14年、390件ございました。249件に減っておる。激減しております。理由は、私が思うに、京奈和道ですね。通る車が減ったという、単純な原因やと思ひます。

そういったことで、香芝市につきましても大和高田市につきましても、非常に流れが変化して、交通量が減ったということの証であるのかなというような感じもいたします。県内の市においては、非常に道路整備が進んで、こういうことも激減したのであろうかなと、こういうふうな感がございます。

ところが、葛城市がこういう状態やということでございます。要するに、交通量が葛城市の場合はふえておる。いいように解釈すれば、非常に多くの人に通っていただいて、経済的な活気のあらわれであろう、弊害が交通事故の数字で、そういうものがあらわれてますけれども、そういうようなことだと、こういういい方向で解釈するべきかと。お隣の市のように非常に寂しい、シャッターの町並みが続くといったようなことであれば、市としても非常に寂しい感じだろうと思ひます。

ただ、今お話ししました、これに関しては何とかしたいなと。対策を持たないと、手立てを打たないと、こういう事故というのは減らない、こういうことでございます。

そこで、予算案の概要をいただきました。11ページ、交通指導員設置事業347万円、これの中身は、当然優先順位からいくと、生徒児童の登校下校を中心に、交通指導をやる。こう

いうふうにやっただいております。この範囲を超えて、この範囲の中でというこというふうなことができるのかどうか、またほかの予算でできるのかどうか、この辺のところは今後の交通安全対策という意味で、予算を捻出していただくなり、何らかの手立てを打っていただいて、先ほども申しあげました数字を2割減らすんだとか、中長期的に戦略を打っていただいて、減らすような努力をお願いを申しあげたい。これは、先ほど言いましたように、ほかの方法で、道路整備をすとかという方法で解決する方法もあるかと思えますけれども、その辺のご所見をお聞きさせていただきたいのが1点。

それからもう一つは、道路交通法が改正されました。これ、肝心なところが抜けとるんで、私、コピーして、その時は覚えてたんですけども、クローズアップ2013。昨年10月かと思えますけども、10月1日から、自転車は左という、道路交通法が改正されました。全然私、個人的には自転車は左というのが全然理解しにくいといえますか、頭の中にすごく入りにくいんです。と言いますのは、生活道路を走っておりますと、生活道路の端っこに、右と左にかかわらず白い線が引かれています。そこは歩行者であったり自転車も通るスペースなのかなと。そこは右通行も左通行もないから、そこを自転車が走るのかなと、歩行者と同じ感覚なのか、あいまいな感覚がございます。私個人として。先ほど書いてました、児童生徒にそのような法律が変わるということ、道路交通法を守らなければならない運転免許証を持っている方は、知らんではない。知らんで済まされない。ちゃんと免許証を持っている以上、守るとするのは当然のことです。運転免許証を持っておられない市民に対して、道路交通法の改正なんて、実際に届かないんですよ、情報として。わからない。その辺のところの周知というのは、今後の児童生徒の登下校に対する交通安全に非常に重要かと思えます。

そんなことで、ある自治体といえますか、集落、大字では、警察官を呼んで、大和高田警察を呼んで、このことを老人会、研修会やって、増田どう思うと、こういきなりぶつけられました。どない思うと。

確かに、私も大事なことやと、知らなかった、わかりにくいということで感じました。その辺のところのご所見もお聞かせを願って、今後の取り組み等についてよろしく願いをいたします。

2点でございます。

朝岡委員長 菊江総務部理事。

菊江総務部理事 生活安全課、菊江でございます。

ただいまの増田委員のご質問でございますけれども、まず1点目の交通指導員についてでございますが、交通指導員は平成22年度から国の雇用施策でございます緊急雇用の対策事業によりまして、葛城市におきましても指導員の要綱を定めまして、2名の女性職員の方を雇用いたしまして、平成22年、23年、24年、25年と続けてまいりました。これは交通指導員の業務の概要でございますけれども、朝の登校時の見守り安全パトロール活動をまず朝一番にさせていただいております、それから市民判定会にもそういう業務の内容をご説明させていただく機会がございまして、朝夕だけでなく日中においてもパトロール活動をしていただきたいということがございましたので、平成25年度におきましては、10時からまた1時間パト

ロール時間を追加いたしましたして、朝7時半から8時半、10時から11時、そして子どもたちが自宅お戻りになる夕方の時間帯、3時、4時、こうしたところを中心といたしまして、パトロール活動をさせていただいておるところでございます。

また、幼稚園などにおきましては、交通安全教室、こうしたものを開催させていただいております。この主な内容につきましては、大和高田警察署の交通課から警察官等にお越しいただきまして、そのお手伝いをさせていただいて、園児等に安全教育をさせていただいております。また交通安全母の会という会もございますけれども、そうした人たちとともに足型のマークとかそういう交差点で事故が起こりやすい、一旦とまらなくてはならない、そういうようなことを母の会でやっていただいておりますわけですが、そうしたところへもお手伝いさせていただいたりとか、ソフト面ではございますけれども、月曜日から金曜日、土曜、日曜、祝祭日を除く朝7時半から夕4時半までの7時間におきまして、交通安全に努めさせていただいております。

また、2点目の道交法改正に伴う市民への周知についてでございますが、ただいま増田委員からご指摘いただきましたように、もう少し、ドライバーだけでなく市民の方の安全ということも考えた中で、今後は全体的にかかわる部分につきましては、広報誌などでも掲載させていただくなどして、広く市民の皆様にお伝えさせてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。わかりました。交通指導員もわかりました。

それから、道交法改正、これもありがとうございます。よろしくお願いします。

私がもう少し聞きたかった、交通事故を減らそうよという、その辺の目標、取り組み、その辺についてはいかがでございますか。

朝岡委員長 発生率の関係ですね。

市長。

山下市長 交通事故等減らしていく活動ですね。これは啓発活動も含めて、ティッシュを配っているだけでは交通事故というのは減らないと思いますので、実際に増田委員のおっしゃるように、地区に出向いてその啓発をする、教えていく、伝えていく等、また、今、青色パトロールやまた地区の住民の皆さん方が学校の行き帰り、いろいろと指導してくださっている、応援をしてくださっている方々がいらっしゃいますので、そういう方々のご協力をいただきながら、声をかけ合って事故の少ないまちをどうやってつくっていくのか、交通安全母の会等も協力をしながら、そういうまちづくりに邁進をしてみたいというふうに思っております。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 市長の方もそういうふうに言っていただけたので、非常にありがたいと思いますし、よろしく心がけていただきたいと思います。

もう少し、資料を持っていますので、生々しいのをもうちょっと言いましょうか。

交通事故死者数とございます。葛城市、平成21年5名でございます。奈良市は8名なん

ですけど、それ以外最高の5名ということでございます。平成18年、これも5名でございます。これも、人数にかかわらず総数で多い。死者数が多い。こういう数字を聞かされると、何とかせなあかんという意識を持っていただけるかと思います。ぜひとも前向きにこのことにつきましては、引き続きよろしくお願ひ申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

朝岡委員長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時19分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

川村委員。

川村委員 先ほどの増田委員の関連質問ということで、実は2月、すごい雪の、どか雪の日がありました。あの日の朝から、もう早朝に降り出してかなり積雪がありまして、私は住まいはずっと山手でございましたので、葛城市全体の雪の状況というのと、あと、道路の交通、そういう点がなかなか把握できないような状態で、菊江総務理事の方にお電話させていただきまして、どうなっていますかと。児童は長靴を履いて徒歩の登校でしたので、皆さんご機嫌よく行ってますというような話だったんですけども、そういったときに、何らかの形で情報というものをお知らせいただくということを、1年間にたびたびあることではないんですけども、やはり判断しにくい状況ということも兼ねて、そういった対応についてお伺いさせていただきたいと思います。

朝岡委員長 1問でいいですか。

情報の提供ということですね。学校だけではない。

川村委員 道路の方の状況。

朝岡委員長 全体のということですか。

菊江理事。

菊江総務部理事 ただいまの川村委員のご質問ですけれども、警報が発令されましたときには、警報が発令されましたので注意してくださいとか、また関係する部署、当然交通安全対策だけではなく産業関係もあるわけですし、農業の関係もございますし、そういった部署へは電話を入れさせていただくなり、また気象庁から参りましたメールを転送させていただきまして、こういう警報が発令されているので十分注意してくださいという旨の連絡網は流させていただいておりますし、当日の件につきましても、学校教育課の方へ電話をいたしまして、警報が発令されているのでということで注意をよろしくお願ひしたいと、青色防犯パトロールカーにつきましては、通常のアルバイトの方による緊急的な臨時雇用で運営させていただいておりますので、ドライバーという形では走行しておりますですけども、当日の大雪ではそうした運転技術、そうしたものも十分に安全であるということが確保できない状況の中で、それをパトロールに行かせるということでまた二次的な事故が発生しても困るということから、パトロールは見送るということで判断させていただきました。その分、有線放送や防災行政無線におきまして、また学校関係も学校教育課へ連絡しまして、学校の方

から安全な登下校ができるようにということでお願いをいたしました。

そのような対応をとらせていただいたわけでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 学校の方の対応でございますけれども、今、生活安全課の方と早朝より連絡は学校教育課の方はとっておりました。気象警報につきましては、私どもは警報が出た場合、7時現在で警報が出た場合は登校を見合わせるという、こういうことはもう年2回、ペーパー等で保護者にも連絡しておりますので、今回につきましては警報というところまで至りませんでしたので、通常の登校ということにいたしました。ただ、学校にはすぐに連絡をとりまして、出勤した者、登校時刻にあわせて可能な限り通学路を点検し、安全登校に努めると、こういう対応をまいりました。

昼前ごろから雪が激しくなるということでしたので、あわせて給食後すぐに下校させるという、こういう措置をとった、そういう対応をさせていただきました。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 学校関係はちょっと給食を早めたということもお伺いさせていただきまして、対応していただいたんですが、一般の人が外の状況というのはなかなかわからないので、それは自己判断という部分もあるんですけども、有線で警報という捉え方というのは非常に難しい。住民の人たちにとっては、いつもにない、雨とかそういった警報は、台風とかというのはある程度の予備知識があるんですけども、なかなか雪というところは、奈良県の中ではなれない部分、そういった対応というか判断ができにくい状況でありますので、もう一つ踏み込んで放送とかそういった形を全市民になるべくわかるような、気をつけなさいという、そういう部分でいいですので、ひとつ踏み込んだ対応をしていただけたらと思うところであります。よろしくお願いたします。

朝岡委員長 答弁よろしいですか。

川村委員 はい。

朝岡委員長 ほかにありませんか。

西井委員。

西井委員 昨日防災訓練されて、新庄地区の大字の方々が大勢参加してもらい、立派な訓練であったと思います。東南海地震及び葛城市は中央構造線内に入っているということで、いつ何とき大きな災害が起こっても不思議でない、近年何年かのうちでは地震の起こる確率が非常に高い地域に入るわけでございますが、合併して10周年を迎え、10周年記念式典を今年されるということでございますが、10年間新庄方面では防災無線でなく有線放送、また當麻地区はデジタル式の防災無線でございます。やはり、災害が起こったときにスムーズな形で各住民に情報提供するということになり、将来的には住民の安全を守るため、また情報を提供するためにはデジタル方式の防災無線を設置して行って、住民の安全また行動を進めるべきことを考えるべき時期にはなっているのではないかと思います。今回の予算ではあれですが、10年を迎え、またその辺の方向性をどのように思われているか。葛城市市民全体の防災意識も

高め、またいざというときにはどこへ逃げるかということも含めて、広報をできるような形の中の防災無線を推進するように考えてもらわなければならない。多額な資金が要ると思いますが、その方向性を、10年を機にやり出してもらおうべきではないかと思いますが、この辺についてどのような将来展望を持たれているかどうかについて、ご質問します。

朝岡委員長 市長。

山下市長 防災等の無線、新庄地区は有線放送、當麻は防災無線、これをどうしていくのかというのは、合併してからの大きなテーマでございます。今、ICTの関係で、いろいろと実証させていただいておりますけれども、その中でコミュニティメディアセンターというのが42ページの事項別明細書に出ておりますけれども、この新庄庁舎の7階、當麻庁舎の3階に放送設備を置かせていただいて、ミニFM、コミュニティFMよりも小さい範囲のミニFMの放送局を今置かせていただいております。現在はボランティアの皆さん方による放送ができるように設備を整えさせていただいておりますけれども、災害時にはこのミニFM等も活用しながら住民の皆さん方に情報を提供していくということも考えておりますし、今多くの方々も携帯電話や自分のアンドロイド携帯等を、 아이폰やそういったものをお持ちです。これをデバイスといいますけれども、個人のデバイスでそういう情報が受けとることができるように考えていく。またラジオでもそういう放送が聞くことができるようにしていくとか、また、インターネット等接続したようなテレビからもそういう情報が入るようにしていく等、さまざまな手段を講じて住民の皆さん方に情報が入っていくというような検証をさせていただこうというふうに思っております。

数年前に、防災無線有線放送統一化するというところで、見積もりをとったことがございますけれども、1万3,000軒全てに無償で配布をして、行政がその放送局を持つということになれば、8億円から9億円の負担になるということでもございました。しかも一方通行で放送しかできないというようなものでございましたから、双方向でやり取りができるようなものとかいうことで、今いろいろと考えておるところでございます。どれが有効なのかということとはわかりませんが、住民の皆さんに使い勝手がよくて、また安価にできるようなものを、今模索しておるところでございます。

いろいろとご心配な点等もあろうかと思っておりますけれども、さまざまな手段を講じて防災無線も2年前の十津川の災害のときには防災無線すら電源が入らなくて届かなかったということもございました。いろいろと、どんな手段を講じて住民の皆さん方にそういう情報を伝えていけばいいのかということ、研究してまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 答弁で理解するところはございますが、最新技術を理解できにくい年寄りも十分理解できるような形の中で、情報発信をできるような形で、また新しい技術を取り入れ、8億円、10億円というような金はかかるということですが、できるだけ安価な形で住民生活の中で災害時に連絡できるような形を考えてもらいたいということをお願いいたしまして、この件については質問を終わります。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

赤井委員。

赤井委員 私は38ページ、5目の13節の委託料、14節使用料及び賃借料、これについての内容説明をお願いいたします。

2点目ですが、40ページ、41ページ、9目の委託費、8節から13節の、これについての内容を説明をお願いします。10周年の。

それからもう1点は、45ページ、13節の委託料、住民情報システム点検委託料、これについての内容説明をお願いいたします。

朝岡委員長 38ページは13節と14節ですか。38ページは電子計算機の委託料ですね。

赤井委員 はい、そうです。

朝岡委員長 14節のこの使用料も。それぞれ答弁を求めます。

米井課長。

米井情報推進課長 情報推進課長の米井です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の件で、13節の委託料、前年度に比べて2,000万円以上上がっております。これにつきましては、ご存じのようにマイナンバー関連法案が国会で可決、成立しております。本市におきましても、2016年1月から番号制度が順次入っていくというふうな状況になっております。2015年10月以降、市から通知カードという形で番号制度をお知らせするわけでございます。本年度計上した予算と申しますのは、番号制度に対応するため住基及び基幹システムをそれにあわせて変更する、ひもづけ改良するというための予算でございます。計画的には、2014年から3カ年程度かかって順次、住基の整備から税社会保障に関する整備まで進めていく予定ということになっておりまして、そのための更新の改良のための予算ということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 和田課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました2点目の企画費の中にごございます、いわゆる合併10周年記念事業関連の予算のご質問でございます。まず、ご承知のとおり、平成26年、本年の10月1日旧新庄町と旧當麻町が合併いたしまして10周年を迎えるということでございます。この記念すべきことに対しまして、来たる10月11日土曜日に、この10周年を記念し記念式典を開催させていただきたいということを考えておるところでございます。現在のところ式典の詳細な内容の方は、確定の方はしておりませんが、まず、1点、平成25年度と平成26年度の2カ年度で作成予定でございます合併から10年の記念映像の作成を考えております。これが13節の委託料の合併10周年記念映像制作業務委託料ということでございます。104万4,000円の予定をさせていただいております。また、このビデオは、この式典の中で現在のところ放映予定ということで考えておるところでございます。

あと、さまざまな予算の方がございますが、その他式典そのものの中でコーラス団体、また太鼓連盟などの方にも現在出演を打診させていただいているところがございます。この打診の中で、その出演の謝礼なり、また太鼓連盟につきましては10周年を記念するような新し

い太鼓の曲を作成したいということで、これの作曲料などもここの中で考えているところでございます。

それからもう1点、現在まだ不確定でございますが、この10周年の記念に当たりまして、テレビ東京系の何でも鑑定団の方に現在打診をさせていただいているところでございます。この予算をご審議いただきましてご承認いただきました上で、改めまして正式にまた何でも鑑定団の方にも協議をさせていただきたいと考えているところでございます。何でも鑑定団の予算につきましては、この13節の委託料、合併10周年記念事業舞台管理運営委託料並びに舞台装飾製作委託料並びに事業会場整備等委託料のところでございます。

それから、先ほど申しおくれましたが、8節の報償費の中で、合併10周年の記念事業出演者謝礼というのが、これが先ほど申しましたコーラス団体なり太鼓連盟なりの謝礼の方でございます。

それから、次に、その合併10周年記念式典手話通訳謝礼というのは、これが記念式典に係ります手話通訳のものでございます。

それからあと、合併10周年の記念式典の記念品ということで、これも56万4,000円の予算の方させていただいております。

それから、13節の委託料、委託料の一番最後、合併10周年の記念式典そのものの委託料ということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。

赤井委員から戸籍住民基本台帳費の13節の委託料について、説明の質問がありましたので、それについて回答させていただきます。

それについては、戸籍のシステム、前回、平成22年1月に更新されて5年間経過しております。そのために、機械の入れかえが必要となりました。その関係で市の方で考えてます奈良県の基幹システム共同化検討委員会で、戸籍の方も2市5町で協議させていただいた結果、共同でシステムを構築するということになりましたので、それで予算を計上させていただいております。今単独で既存でさせていただきましたら、今現状でしたら3,700万円ほどのシステム維持費用がかかるわけなんですけれども、2市5町で共同調達という形で葛城市にサーバーを置いて設置しますけれども、その関係で5年間の費用ですけれども、2,071万4,000円の金額の減額になりますので、それに伴って今現在使用しております戸籍システムですけれども、データを吸い上げして、新しい業者の方に移管しなくてはいけない費用が1,026万円がありますので、その分で差し引きして3,700万円の金額が2,071万4,000円に、機器としてはなるわけなんですけれども、その経費で1,045万4,000円の経費削減になるわけなんですけれども、5年間で経費削減になるわけなんですけれども、先ほど申し上げました1,026万円の分の構築費がありますので、若干今年度で昨年度より全体的に910万円の増加になっております。

これで、説明を終わらせていただきます。

朝岡委員長 これ、米井課長、さっきの委員の答弁の電算委託料のソフトの使用料も入っての話を言うてくれてはりますねんな。14節の使用料も聞いてくれてはりますけど。

米井課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井です。

ソフトの使用料につきましては、本年度125万円ほど上がっております。これにつきましては、ご存じのように基幹システムの方、NG1SPという形でアウトソーシングで外に出しております。使用料なんですけれども、月額365万3,265円と大きな費用になっておりまして、ここに8%がかかってきますので、その差額がそれだけ出てくるということでございまして、その費用がその分上がっているということでございます。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 それぞれ丁寧に答弁いただきました。特に10周年につきましては、まず盛大にやっていただけだと、かように思っております。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 答弁よろしいですか。

赤井委員 はい、よろしいです。

朝岡委員長 それでは、もうお昼になりますので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時00分

朝岡委員長 それでは、午前中に引き続き、会議を再開をいたします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き、質疑を行ってまいりたいと思います。

総務費について伺ってまいります。35ページの13節委託料の職員採用試験委託料あるいは昇任昇格試験委託料がございまして。採用の予定について、あるいは昇任昇格試験等の委託料にかかわって、その予定についてお伺いするとともに、昇任昇格試験については平成25年度ではその試験の実施、そして受験された人数等をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、同じく35ページの19節の負担金補助及び交付金の職員研修負担金71万4,000円が計上されております。毎年、職員の資質の向上を図るために、予算の概要の中でも市町村職員中央研修所や市町村総合事務組合等の研修に参加されておられるわけですが、予定されている研修参加人員等についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、関連の質問になるわけでありましてけれども、36ページ、37ページの財産管理費の8節の報償費、ファシリティマネジメント、さらにそれとかかわって13節委託料の公共施設劣化度調査等業務委託料、あわせて建築物コンクリート中性化調査業務委託料、これらについてお伺いしたいわけでありましてけれども、吉武委員が質問をいたしました、それに関連してお伺いをしたいと思います。

常々市長は公共施設の今後の運用に当たって、マネジメントが完了して計画的に進めていきたい、こういうことで実施をしているわけでありまして、公共施設劣化度調査等業務委託

あるいは建築物のコンクリート中性化調査の業務委託について、初めて計上されました。公共施設の劣化度の調査、あるいはコンクリートの中性化の調査等については、先ほど市長のご答弁の中で、200施設幾らの中で130施設について進めているということでありましたが、その工程表、実際にこの劣化度調査等が平成26年度で終了するのか、いやいや、3カ年の事業としてやっていくのか、この点お伺いをしておきたい、このように思います。

よろしく願いいたします。

朝岡委員長 下村課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初の、職員採用試験の委託料の関係でございます。平成26年度の職員採用の計画につきましては、本年度より実施いたします再任用制度によりまして、定年退職者のうち再任用をどれだけ希望されるか、また7月末に出されます勸奨退職者の数がどれだけあるか、また各課の現状の事務事業の執行状況のヒアリングの結果を考えながら、採用の要綱をつくりまして人数を決めたいと考えております。

続きまして、昇任試験の委託料の件でございます。予算上は2人が対象ということで見えておりましたが、1名の方が受けられました。平成26年度におきましても2人の分の予算を計上している状況でございます。

続きまして、職員研修についてでございます。職員の職員研修につきましては、市町村アカデミー、また滋賀県にあります国際文化研修所、また奈良県市町村研修センター、また市の独自研修ということで、いろいろな研修を行わせていただいております。平成26年度につきましては、市町村アカデミーで5名、滋賀県の国際文化研究所で15名、また奈良県の市町村研修センターにおきましては、そのテーマごとにいろいろなテーマがございますので、各課に照会いたしまして、それぞれの内容に合うような形で研修に参加してもらう予定をしておりまして、また市の独自研修につきましては、平成26年度におきましては市の研修といたしまして、クレーム処理また不当要求等の対応のための研修を行いたいと思っております、それ以外には人権研修、企業研修、人事評価研修等を行いたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 安川課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ファシリティマネジメントの報償の関係ですが、これは先ほど説明いたしましたように、5名の委員でもって今回4回の開催を予定しております。この中で、委託料についてでございますが、2事業を予定しておりまして、1つは公共施設の劣化度調査業務委託ということで、今回139施設400棟弱の施設についてその劣化度を調査するわけでございます。内容につきましては、各施設の現状、内外装、それとあと設備関係、エレベーター等を含めた各施設の状況を、建築技師等の技術者をもって目視による調査を委託する予定でおります。その後、各施設の状況が分かった中で、それに加えて各施設のこれまでの修繕履歴、そういった資料も調査の中で予定しております。

それらの資料に基づきまして、今後のLCC、これから長期にわたって各施設における修

繕費用がどれぐらいのコストが出てくるかといったような調査資料の予定をしております。

もう1点、建築物のコンクリート中性化調査業務委託についてでございます。これにつきましては、市内の施設の中で特に昭和56年以前の施設、しかもコンクリート造の建物の調査をするわけでございます。この中性化試験といいますのは、各躯体におけるコンクリート、鉄筋コンクリートですが、これが酸化されることによりまして内部の鉄筋にまで腐食が及ぶといったことで、そのコンクリート自体の強度を調査するものでございます。当然これには各施設ワンフロア3カ所程度コア抜きをさせていただきまして、その状況を詳細に調べたデータを、またこれも今後のFMの基礎資料として検討課題として用いる予定をしております。

今回申し上げました公共施設の劣化度調査並びに建築物のコンクリート中性化調査、この2事業の委託につきましては、平成26年度で単年度で実施する予定をしております。なお、これらの資料に基づきまして、平成26年度並びに平成27年度以降にFM検討委員会の方にこれらの資料を提出いたしまして、総合的に全施設の状況を踏まえた中で今後の方向性を検討していただく予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。

まず、職員の採用試験並びに職員の昇任試験について答弁をいただいたわけでありまして、けれども、それでは新規採用については今年はないということですね。

朝岡委員長 下村課長。

下村人事課長 新規採用につきましては、同じ答弁になりますが、本年度より実施いたします再任用制度による定年退職のうち、どだけ再任用を希望されるか、また7月末で任用される勸奨退職者がどれだけあるか、また各課の事務事業の執行状況のヒアリングを行いまして、どれぐらいの採用人数が適正かというのを把握いたしまして、採用の人数を決めたいと思っております。

今の段階では未定でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 今の場合未定だということでありまして。再任用制度で何人採用するか、あるいは勸奨退職者の中から採用をどうするか、これもまだ実際には決まっていない、こういうことで、今後新規採用についてはこれからということでの答弁であります。

それはそれとして、現状の把握というのはそういうことなんだろうと思っておりますけれども、しかし、予算書ではもう既に宿日直について嘱託を12名、そしてこれまでの職員も2名という形で実施していくということになっているわけです。それはそれで、そこは大体嘱託は12名を採用するということは確実なわけです。しかし、再任用については、実際聞いているところによりますと、定年退職者が9名おられる。それに勸奨退職をあわせて12名ぐらいになると聞いているわけですが、再任用の対象者というたらもう決まっているわけでしょう、

それは、それはもうちゃんと確保できるのかということ、それと嘱託職員、これらの人数についても、ここからの人数についてはもう予算上確定して出してるわけだから、確保できるのかということです。お聞かせをいただきたいし、あわせて、新規採用について見送った、現状は見送っているわけです。だから、そういう結果が出てから採用すると、こういう話だから、またそれはそれとして、理事者の考え方でそういうことになっているんだろうと思うんですけども、新年度の予算審議の段階できちっとした今どれだけの人数が必要で、どれだけ確保しようと、そのためには嘱託、再任用、新規職員という職員の人数を提示していただきたいと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、この点は予算上の問題とこれから検討していく問題とあわせて、どうお考えになっているのかをお聞かせをいただきたい、このように思います。

それから、研修の問題です。研修というのは、これは当然事務事業のそれぞれに課せられた職責をきちっと果たしていくというための研修、さらにはこの間に市長が重点的に取り組んできた企業へ出向いて研修をする、あるいは、朝の挨拶研修等がございます。

私は、研修について、職員に何が求められているのかという点で、そこに焦点を合わせた研修計画というものを立てて、今計画されている研修とあわせて取り組んでいただかねばならないというふうに思います。

当然挨拶もそれは大事なことだし、企業研修をし、市民の皆さんに対する、接するマナー、そういうものも必要だと思いますけれども、やはり私も非常勤の特別公務員であります。さんは常勤の公務員であります。しかし、非常勤であれ、私は公選されて出てきている、そういう特別公務員でありますけれども、その職責というのは一番大事な何なのかというと、これは全体の奉仕者として住民の福祉の増進に、それぞれの二代表制の中で与えられた役割を果たしていくということが大事なことだと自覚をしております。とりわけ選挙で選ばれた特別公務員は、このことが一番求められている。さらに、職員は同様に全体の奉仕者としての役割、責務を果たすことが求められている、このように思っています。もう言うまでもありません。憲法第15条は、全体の奉仕者としての規定を位置づけられていますし、皆さんが本当に旧當麻町、旧新庄町に奉職されたときに宣誓をされているとおりでありまして、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し擁護する、こういう宣誓、全体の奉仕者としてその職務に専念をする、こういうところが一番私は研修をする上において大事なことだというふうに思うんです。

そこで、研修の位置づけとして、こういう点が実際に研修の内容として実施されている研修、例えば市町村中央研修所、あるいは大津の全国市町村国際文化研究所等々は、そういう公務員としての自己について研修内容に入っているのかどうか、この点お伺いをしたい、このように思います。

それと、公共施設の劣化あるいはコンクリートの中性化でご答弁いただきました。本年度中に、平成26年度の予算において執行する、早く結論を出すということで、これはこれで当然のことだというふうに思います。また、ファシリティマネジメントについても、これもまた必要なことだと思います。しかし、問題は、やはり優先順位をどのように位置づけて、事

業を推進していく準備をしていくかということだと思います。この間、當麻庁舎の問題については、我が党の議員であった春木がずっと取り上げてまいりましたし、他の議員も取り上げています。耐震診断をして、一定の結論が出ています。直ちに倒壊することはなくても、地震が起こった場合にまた大変な事態が予想される。補強が当然求められているわけです。

私は、優先順位をきちっと決めて、それぞれ計画した事業が終わってから着手するというのではなくて、必要なものは早く実施をしていくということが必要でないのかというふうに思いますが、この点についても改めて答弁を求めておきたい、このように思います。

朝岡委員長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの白石委員の1つ目の質問の職員の採用にかかわります件と、嘱託員の確保の件でございます。

本年度の採用試験につきましては、先ほど人事課長が申しましたように、それぞれの再任用制度の今後の見込みあるいは勸奨退職の見込み、各課のヒアリングの中で、不足が生じてまいりましたら採用試験を実施させていただき予定をしているところでございます。嘱託員の12名につきましても、宿直に係ります嘱託員につきましても、今後募集を行いまして確保を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

採用計画につきましては、今後方向性を出しながら、財政上のもっとも重要な位置を占めておりますので、財政計画とともに提示させていただきながら考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村課長。

下村人事課長 ただいまの職員研修につきましての、白石委員の方から質問があった件でございます。

職員研修につきまして、基本的な公務員の心がけ等の内容の研修につきましては、奈良県の市町村職員研修センターの方で新人採用職員研修、また中堅職員研修というような形で職員研修を受けていただいている状況でございます。市町村アカデミーまた大津の国際文化研究所の方につきましては、それぞれの実務を担当している専門分野についていろいろなテーマにおきまして研修を受けていただくということで、職員の仕事面のスキルアップにつながるというような形で研修を受けてもらっている状況でございます。

また、市独自の研修といたしましては、平成26年度におきましては市の研修といたしましてクレーム処理また不当要求等の対応のための研修ということで、その年ごとにいろいろなテーマを決めまして、職員研修として開催させていただいております。それ以外には、ケースといたしまして人権研修、企業研修、人事評価研修、また先ほどおっしゃいました、お客様が新庄庁舎とか當麻庁舎に来られるときに気持ちよくお出迎えするというので、挨拶研修につきましても新採職員を対象といたしまして実施したいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 安川課長。

安川総務財政課長 総務課の安川でございます。

先ほどのファシリティマネジメントの関係でございますが、その中における優先順位というご質問だったと思います。

先ほど来調査の方を進めていくというふうにお話しさせていただいておりますが、この中に建物自体の強度、それと経年で何年たっておるかとか、あと、各施設における空き部屋あるいは施設の利用状況、そういったことも全体的に把握した中で、それで當麻庁舎についてもその機能をどうするか、あるいは補強するか建替えるかといったことを含めて、総合的にこの検討委員会の中で優先順位も含めて考えさせていただきたいというふうに、かように思っておる次第でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、部長、課長からご答弁をいただきました。

職員の採用の見込みについてということでもありますけれども、再任用については、この方は何年ぐらいお勤めになるのかわかりませんが、大体65歳までだというふうに思うんです。そういう認識でいいのかどうかというのはあれなんですけれども、やはり職員採用、新規採用というのは、30年、40年を見越して、経験を蓄積をして新しい葛城市を支える職員を採用していくという目的があるわけですから、私は、そういう目的は目的としてきちっと方針を持ってやるべきだと。再任用の結果を見て新規採用をどうするかということでは、これはだめなのではないか、こういうふうに思います。

それはもう確かに、毎年再任用が出てくるでしょう。そういう人をつないでつないでというのも、それは1つの手かもわからない。しかし、やはり新しい職員もきちっと育てていって将来の葛城市に責任を負える、そういう人たちを育てていくということが大事なわけですから、私はぜひこういうことは新年度において、あるいは一番冒頭に申しましたように、ちゃんとした職員の採用の基本方針を持っていただいてやっていただくということなんです。そういうことで言っているわけで、これから嘱託についても募集ということでもありますから、実際それが本当にその職責を全うできるような人材を確保できるかどうかというのは、なかなか簡単なことではないというふうに思います。

それから、研修の件でありますけれども、それぞれの研修の中央研修所あるいは文化研究所等で特徴ある公務員としての職責をきちっと勉強させてくれる、そういうところもあるということであろうと思います。私は、基本的には全体の奉仕者として市民に接し、市民と一緒にまちづくりをしていく、そういう研修、こういうことが身につけていけば、接客あるいは挨拶、こんなことは当たり前のこととしてできるわけなんです。やはりそこがきちっと身につけていないからこそ、朝の挨拶をしなきゃならない、これはまたやるわけでしょう。そういうことではやはり困るわけです。私は公務員としての資質を本当に引き上げてもらう、こういう研修を時間を割いてやっていただきたい。これは、私が言っているわけではないんです。憲法にそのようにきちっと明記をされていますし、皆さんは奉職したときにちゃんとそういう宣誓をし約束をし奉職されているわけですから、ぜひ初心にかえて改めて、ここにおられる方はそんなことありませんけれども、後輩たちにきちっと教えていただくととも

に、自らも研さんしていただきたいということを述べておきたい。

それから、ファシリティマネジメントやそれぞれの新しい事業、確かに課長の言われることは、市民の皆さんが現状を何も知らない状況であれば、そうやって答弁されたように調査をもとに全体的に評価を、総合的に評価をしてそこで優先順位を決める、こういう話になるというふうに思います。しかし、私が言っているのは、この間議会の中で幾度となく議員が問題提起をし議論をしてきたことなんです。當麻庁舎の耐震結果はどうであったか。その結果の1番目として、本建物の耐震性能は両方向強度が不足しており、耐震改修が必要である。あるいは連桿比の検討により片持ちばりの強度が不足をしている。展望塔の耐震性の検討により、両方向に強度が不足をしている。議場上屋の耐震性の検討により、南北方向への強度が不足をしている。昭和56年増築部分の北東側については、東北方向の耐震要素となる部材が配備されていないので補強が望まれる。こういう結果が出されているんです。これは、私は當麻庁舎自身が住民の皆さんが誰しもが必要なときに訪れて、安心して安全に利用できる、そういう場所であるべきだし、多くの職員が住民サービスを提供するために長時間そこで職務についているわけであります。また、南海トラフの大地震が言われている中で、防災拠点としての役割を本来果たさなければいかんところが、そういう状況になっていないというのが、これはファシリティマネジメントやそういう調査が終わってから総合的に考えて、優先順位を決めますという以前の問題ではないのかということ述べて、この3つについては終わっておきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 先ほどの質疑の中で、本年度の定年退職は9名という発言がありましたけど、間違いありませんね。

白石委員 間違いなら訂正しておいてよろしい。

朝岡委員長 それでは、質疑はございませんか。

吉武委員。

吉武委員 40ページの自治振興費の続きのところの14節LED街灯賃借料、次の19節負担金補助及び交付金のところの街灯等整備事業補助金というところがあるんですけども、今、市内を移動していると明るいLEDの街灯がふえてきて、非常に明るいと思うんですけども、この予算を見ていると、LEDは賃借、リースという形かと思うんです。今は普通の蛍光灯の街灯も混在している状態だと思うんですけども、LEDと普通の蛍光灯の街灯を設置するとき、例えばどこがどういう費用を負担して、設置した後の維持管理というのはどこがどういう負担をしていっている形なのかなと。払い方が多分違う、払うところと払い方が違うのかなと思うので、それがどういう具合に違うのかを説明していただければ。

あと、今、蛍光灯の街灯とLEDの街灯があって、把握されている分でどちらが何基あるのか。LEDだけでも結構です。

今後、街灯を設置するに当たって、LEDで拡大していくのか、また古い蛍光灯の街灯というのもLEDに切りかえていかれるのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

2つ目として、19節、同じところの県地域防犯重点モデル地区支援事業補助金なんですけ

れども、これは概要を見させていただいたら、市内で防犯の先進的な活動を行っている団体に対し補助金を支出することにより、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進するというふうに書かれているんですけども、これに200万円というふうに予算出てるんですけども、どのような団体のどのような事業をされているところにお支払いする予定になっているのか、もし決まっていればお教えいただければと思います。

この2点、お願いします。

朝岡委員長 菊江理事。

菊江総務部理事 生活安全課の菊江でございます。

ただいまの吉武委員のご質問でございますけれども、いろいろ重なる部分があったかと思いますが、LED等の賃借料117万1,000円の件についてでございますが、これにつきましては、環境省の直轄の事業で旧の當麻町で白鳳灯といいます水銀灯で80ワットのデザイン灯がございまして、これは設置されましたのが平成2年、3年からの事業でして、20年以上たつて老朽化しておるということから修理コスト、また老朽化による落下の恐れ、そうしたものも出てまいりましたので、この環境省の補助の受けられる事業に乗りまして平成25年度におきまして650灯をLED灯につけかえる事業をさせていただきました。事業につきましては、もう全て完了しておりますが、あとは実績等でございますが、これは全てリースを行うということで事業化できたものでございまして、1年間のLED灯の賃借料といたしまして117万1,000円を契約させていただきまして、10年間リース会社にお支払いしていく、こういう制度のLED灯の賃借料でございます。

次に、2点目の街灯整備事業補助金でございますが、これにつきましては、街灯につきましては、蛍光灯であったりデザイン灯であったりいろいろな街灯が市内にございます。道路についております道路照明は、そこからは省かせていただいております、生活安全課では各大字、行政区が管理されます街灯、これの分につきましては、新たに設置するとか、また古くなって老朽化したので取りかえる、こうした場合に補助対象経費を1灯5万円を要綱で見込んでおりまして、またポールにつきましても5万円でございます、あわせて10万円に対する2分の1を限度といたしまして、補助金を出させていただいております。また、蛍光灯の取りかえにつきましては5,000円を、また蛍光灯以外のデザイン灯、LED灯などへの取りかえにつきましては1万円を補助させていただくということになっておりまして、それに係る光熱費の電灯電気料につきましては全て市で負担させていただいております。

その次の3番目の県地域防犯重点モデル地区支援事業についてでございますが、これは県の交付要綱に載っております、3年間ある制度でございますけれども、地域防犯重点モデル地区を指定いたしまして、犯罪の起こりにくい地域環境づくりを推進し、地域防犯力の向上を目指すものでございまして、市が指定するモデル地区、防犯協議会等に対しまして補助金を交付しようというものでございまして、県の要綱によります事業の内容といたしましては、協議会の設置及び当該協議会の定期的な開催に係る費用、また地域安全マップなどの作成、防犯パトロール及び広報啓発活動の取り組み、また美化運動及び声かけ運動、声をかけ

ることで犯罪が少なくなるとよく言われておりますので、そうした声かけ運動を行うこと、また危険箇所の改善及び防犯設備機器の普及などを進めていく、そうしたことを目的として地域の防犯協議会等が事業を行う場合、県が2分の1、市が2分の1として補助金を出しましょう、こういう予算でございまして、どんなようなところがあるのかというご質問がございましたですけれども、まず、北花内にはボランティア北花内の会、また旧當麻町の尺土には子どもを守る安全パトロール隊尺土、こういうのがございまして、積極的に青パト活動であったりとかまた学校の登下校であったりとか、踏切の横断であったりとか、こうしたことに対してご努力をいただいております。

それ以外の防犯関係の組織といたしましては、兵家楽友会、忍海、忍海学区区子ども守り隊、新村、新村新栄隊、大屋、大屋北自治会、こうした組織がございまして。

以上でございます。

朝岡委員長 設置の台数はわかりませんか。今おっしゃった設置の台数。わかりませんか。

では、後ほど調べて、報告してください。

吉武委員。

吉武委員 街灯について詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。僕もわからないところがあったので、ありがとうございます。

その次の、県地域防犯重点モデル地区支援事業、これは県と市で半分半分やということで、何団体かおっしゃっていただいて、5、6団体ぐらい先ほどおっしゃっていただいて、予算で200万円やと。結構な金額かなと。また、こういう防犯に力を入れますよというような地区が出てきたら、手を挙げてきたらまたふえる可能性もあるということですかね。お願いします。

朝岡委員長 理事。

菊江総務部理事 防犯協議会等の設置につきましては、警察、この近くでしたら大和高田警察署の生活安全課が事務局になっておりまして、防犯活動を行う場合には警察への組織の届け出を行いまして、そうした上でやっていただいているということでございます。市はそうした防犯力の向上ということで、支援させていただく、そういう観点から補助を行わせていただくものでございます。

朝岡委員長 吉武委員。

吉武委員 警察に届け出をして団体がふえれば補助するのも当然ふえていくということですよ。

防犯で先ほどの青パトの話もあり、さまざまところが防犯でしていただいている。青パトの、先ほどだと交通安全対策費の賃金で緊急雇用だったのが、青パトをそのまま引き続きで300万円ほどかかっていたり、そういうところで防犯でなかなかいろいろな地域、いろいろな方が防犯をしていただいている、それはありがたいと思うんですけれども、ふえればふえるほどやっぱりコストはかかっていくということもあると思うので、それこそ市長がよくおっしゃるような、お金をかけようと思ったら何ほどもええことができるというところで、地域の結びつきで多少お金をかけずに防犯にも力を入れていただけるようなことができるのであれば、またそういったところもやっていただければと思います。

朝岡委員長 菊江理事。

菊江総務部理事 先ほど吉武委員の街灯基数についてご説明申し上げたいと思います。

新庄地区におきましては1,920件、當麻地区では2,346件、合計4,266件ございます。そのうち、LED灯につきましてはただいま申しました白鳳灯取りかえで650灯、北花内で196灯、それ以前に基数は記憶しておりませんが、笛堂、疋田、梅室地区などがLED灯化されておりますので、約1,000灯になっておるかと思われま。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 先ほどの吉武委員の街灯についての、私も質問させていただきたかったところですが、それに関連しまして、街灯というか、大字のところに設置されている街灯が対象になって、LEDに変えていただいている経緯があるんですけども、例えば体育館とか施設にある、竹内地区にもそういうところが一部あるんですけども、体育館の照明によって街灯の役割をしているような箇所というのがありまして、そこが今LEDと比べてしまうので、非常に暗く感じているのかもしれないんですけども、そのあたりで先日痴漢が起きて、住民の方からそういったお話がありまして、これから将来、そういう施設に対してのLEDの取り組みというか、そういったものの内容も、将来的なこともお聞かせいただきたいと思うんですけども。

朝岡委員長 市長。

山下市長 行政が保有しておる施設等の街灯と、教育委員会も含めてですけれどもLED灯への移行のお話でございます。研究させていただいて、どのぐらいの費用がかかるのか、また同じようにリース等で対応できるのか、また研究しながら進めさせていただきたい、参考にさせていただいて、前向きに検討させていただきたいと思っております。

朝岡委員長 川村委員、それでよろしいですか。

川村委員 はい。

朝岡委員長 では、ほかに質疑はございませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 予算の33ページ、一般管理費の報償、嘱託員への報酬ということで、今、白石委員なり吉武委員の方からいろいろ質問があったと思います。

以前でしたか、総務建設常任委員会の際にこの話をされた中で、職員の健康管理というような話もされとったと思いますし、今、下村課長の方から出生届、死亡届、そういうようなものも受けていかならん、こういう説明があったわけです。

この嘱託職員の中で、前年までは2人、今年からは14人、そのうちの宿直は12人、1人が嘱託ふやしますよ、1人は警察官OB、1人をふやすということになっているわけですが、嘱託職員探るとかOBは、私はそれでええんではないかなと思いますけれども、嘱託職員として12人ふやす。私は前から思ってますけども、本当に職員が宿日直する、これは大変やと思うんです。ところがその宿日直をすることによって、晩であろうが休みの日である

うが、いろいろな問題が起きてくる、その問題が起きることによって、どういう対応をするんやと。自分でわからなかったら、担当課に聞く、それで1つの勉強もできるのではないかなというように思うわけです。ですけども、ただ嘱託職員、おそらく職員の中からもう宿日直かなんという声は以前から出ているわけです。それをこれにぼんと振りかえるというのはいかななものかというふうな考え方を、私は持っております。

それと、この職員の中で、12人、一部では、部長でしたか、一般公募かけますという話もあるわけやけれども、先ほど出てます職員の再任用、今年退職9人というのをおっしゃいましたけども、3月補正で4人ふえとるんやから13人、退職と勸奨を入れて13人退職になるわけやろ。3月に補正してるからな。それから13人、例えば退職をして、そのうちの12人、この嘱託に該当するということにとられても仕方ないんちゃうかなと私は思ってるわけです。募集しますというたって。それとその再任用との関係、平成25年度末で退職する人について再任用制度、これが該当するというのか、今年からそうになっていく、嘱託ではなしに再任用で採用していくというふうになってきている。再任用でもしか採用するのであれば、ほかの部署というところへ何ぼでも派遣はできるわけやんな。わざわざ嘱託職員として再任用のかわりを受けるのか、そこらをはっきりしないといかんし、今現在嘱託としてこれは一番最初は平成23年からでしたかな、平成22年からでしたかな、出てるわけ。アウトソーシングとられても困りますわというふうな中からふえてきてるわけや。それが5年間で約束してるのか、3年間で約束してるのか知らんけども、実際嘱託としてここで皆我々一生懸命働いてくれてはると思ってるわけやけれども、やっぱり嘱託としてきた場合に、自分の職責をもちろん全うしてるわけです。役割というのか、権限というのか、そんなものがないわけや。ということは、これは部長も課長も皆おるわけやから。その中で本当に、こうして月22万円か20万円か知らんけどもお金を払いながら、本当にそこへ来ている職員が一生懸命できる体制になっているのかどうか。雇ったらあかんというのやないわけやけども、雇っても結構やけども、本当に職員が自分がここへ来て8時間働いた中で、本当に自分の働いた職責が全うできているというふうに思われるのかどうかというふうな問題もあるので、私はこの宿直について、嘱託で対応するというのは私はいかななものかなと。これはぜひとも市民サービスからいって、やはり今までどおりの職員で宿日直をやってもらいたいというふうに、私は思います。

その次に、34ページ、役務費の新規採用の職員健康診断手数料。この分については、平成23年から義務づけになっておるのかな。だから、新規職員についてはこういう場合は診断を受けるということで、去年、平成25年度は5人見てあったと思いますけども、今年は何人になるのか、金額あがってきてますので、それに伴いまして、今年の人件費の関係です。予算書を見ますと、小計が303人になつとると思うんです。消防局の職員47名、一応広域の方へ行くということで、それは減ってくるわけやけど、その303人の中に先ほど言いました新しい職員が入つとるのか。おそらく入ってやんと予算でけへんと思うわけやけど、それから見たら47人、消防、広域になっていくそこへ13人ということは、60人ほど減って何人かふえるということになるのかな。その辺をちょっと教えてもらいたいのと、そこに嘱託職員、あるいはパート職員、この人が人件費の中に何人入っているのかということなんです。

それから3点目。財産管理、37ページ、委託料、登記等委託料130万円と、これ上がっているわけやけども、財産管理の中で登記委託料、これは未登記分の処理に充てる費用やと思うんですけども、実際、今現在葛城市内で未登記の筆数が何筆あるのか。それと、その未登記に対するどういう対応を考えておられるのかということをお聞きしたい。

3点、よろしく願いしておきます。

朝岡委員長 吉村部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

まず1点目の嘱託員に係ります件でございます。宿日直業務につきましては、夜間につきましては男性職員2名体制、日直につきましては女性職員2名体制、またその日直の中でも応援として管理職もそれぞれ応援に入っているという、そういう状況でございます。おっしゃられますように、宿日直することによって、いろいろな問題等担当課に聞くことによって勉強になるというご意見もあろうかと思えます。その問い合わせ等ありましたら、当然その職員ではわからない場合は担当課に依頼させていただくなり、そういう形で対応をとっているところでございます。

それと、再任用の関係でございますけれども、再任用職員につきましては一般職と同じ身分でございますので、嘱託員としての仕事をしてもらうのはどうかということを考えておるところでございます。また、そういう職員が宿直をすることによって、市民に対して職員が頑張っているという思惑もあろうかと思われましても、やはり日直業務につきましても、いろいろ土日の関係につきましては、市民との協同ということ念頭に置きながら、いろいろな行事等の参加にも、あるいは自主的に参加していただくこと等も行っているところでございます。これも1つは市民に対してのアピールかなというふうに考えております。

そういう関係で、やはり土日職員が出ておりますので、その辺の休暇の有効活用、そういう面も多くしてあげなければならないという思いから、日直業務につきましても嘱託員でやらせていただいて、余暇の有効活用などを図っていただくことによって、職員の健康増進にも福利厚生にもつながるであろうと考えているところでございます。

嘱託員の対応につきましては、それぞれ定年退職あるいは特別な技能、知識を生かしたところでの活動、仕事をしていただいているところでございます。その辺十分職員も把握しながら、指導いただいたりあるいはお互いに意識の高揚を図りながら職務に精励しているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村課長。

下村人事課長 新規採用職員の健康診断の件でございます。当初、予算編成時におきましては9名の方を募集して採用する予定でしたが、最終的には8人を採用することになりまして、そういう結果になっており、予算上は9名の予算でございますが、新規採用職員につきましては最終的には8名ということになったわけでございます。

あと、職員数につきましては302名ということで、その中には新規採用職員及び再任用職

員の数もその中に入っております。

それと、新しく平成26年度嘱託員、宿直の12名も含めまして全体で69名ということになっております。

以上でございます。

岡本副委員長 パートは。

朝岡委員長 下村課長。

下村人事課長 失礼いたしました。臨時職員につきましては、平成26年度常勤的職員につきましては113人、短期の職員につきましては86人となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本副委員長の質問でございますけれども、未登記の登記委託料の関係でございますけれども、今現在未登記件数については把握はしておりません。今回、計上をお願いさせていただいておりますのは、例年76万円程度の予算計上をしておりましたけれども、平成26年度につきましては130万円というところで計上をお願いするところでございますけれども、近年明示の増加がございまして、地図訂正、また地積更正等の業務が増加してまいっております。その関係で未登記の分筆、業務測量の関係で委託料を増額をお願いするものでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 今それぞれ答えていただきました。嘱託職員、この中で13人退職される中で、もしこの人が採用するなら再任用、宿直では採用しない、それ以外で嘱託で採用する、こういうことであつたと思うんです。ですけども、先ほど、言うてますように、近隣市町村、我々も経験しておるわけですけども、日曜日あるいは晩に、例えば葬儀の手伝いに行ったりして、火葬場の問題、それでも実際手伝いには行くわけです。ところが、担当に連絡を取ってもおらんとかというようなことの中で、例えば一例ですよ、あした来てくださいますとか、これは実際ある話なんです。ですから、前に當麻庁舎、宿直で廃止をして、新庄庁舎一本にするというような話があつた時期があつたと思います。そのときに、當麻の場合は届けだけして、明る日もう一度来ていただいて手続を踏んでもらうというような話もあつた。それではおかしいやないかというようなことも話があつたことは事実なんです。ですから、もちろんそれは職員の休暇も大事ですよ。おとついのように防災訓練、休みですわな。それで皆職員が出ているわけです。せやから、私は人間が古いので、きついことを言うのやないけれども、やはり市民がボランティアで出るのであれば、職員もボランティアで出る。こういう考え方を持たないと、市民はボランティアで出るけども、職員はボランティアではないねんということでは、私は困ると思つてるわけです。市長がおっしゃる市民サービス、一口で市民サービスと言うけどもいろいろな幅広い。ですから、何も宿直まで委託をして、市民に不便をかけるのであれば、職員に頑張ってもらってしていかないと、この費用を見ますと、前年約890

万円ほどです。今年、3,600万円。2人分引いて3,100万円。2,000万円あまり費用も余計にかかるわけです。こんなん言うたら市長に怒られるかしらんけども、何か全て金で解釈しているような感じがして仕方ないわけです。やっぱりこれをすることによって、2,000万円あまり金がふえていくわけです。この金がどこから生まれてきたんや。全て税金ですやん。せやから、職員に怒られるかわからんけど、市民にいろいろなことをお願いするのであれば、まず職員から姿勢を正すべきやと私は思います。私、あまり偉そうなこと言えませんが。そういう意味からして、私は、いつも言うしに、予算はこれでよろしいがなというのはないけども、これでよろしいがなというのが出たら、予算通してもうて何言われるねんとまた言われるわけやけども、そういう議論やなしに、もう一度考える面は考えていただいて、やってもらいたいというように私は思います。

何せ、みんなしようと思ったら全部金が要るわけや。金を自分で出すならいいけども、税金全部投入していつてるわけ。せやから、職員の健康管理も大事ですやん。それともつと言うたら、代休でもそうですやん。真面目に代休とれる職員と、全然取れない部署における職員とおるわけや。それでも職員は我慢をして、しゃあないということでやっているわけやから、やっぱりそこらもよう考えていったら、あまりこんなん言うたら職員に怒られるかしらんけども、職員のできるものは職員です。私はこういう姿勢は大事やというふうに思いますよ。

それと、職員の嘱託の関係ですけども、職員も減つとるんかしらんけど、嘱託、ちょっとずつこれ、毎年ふえていつとる。これ、全部足していつてパートとかいつたら、500人近くの職員ではないですけど、嘱託の人、パートにしたかって、入れておる。何もパートを雇ったらあかんと、こういうのは白石委員の質問と逆になるかわからん。入れたらあかんということはないわけやけども、数さえあつたら仕事ができるということやなしに、やっぱりその部署部署によって、人数少のうても一生懸命やっついていかなん部署もあるわけやから、あんまり職員以外で、雇ったらあかんとは言いませんけども、あまりふえすぎてきてあるというふうに思うから、人数を聞いておるわけです。そこらも、必要なもので雇ってはと思うけども、できるだけ経費の節減をしていくのであれば、その辺も考えもらいたいというふうに思います。

それと、次の登記の関係で、石田課長が答弁するとは思わなかったわけやけども、石田課長の方は自分のところの仕事にかかわってのことやと思とるんですが、これは財産管理ということになってきたら境界明示、それだけやなしに財産、葛城市の財産全体を私は考えてると思つたわけやけども、本当に事業をやっていく中で、土地の買収についてお金の支払う土地買収、これは登記をせな金の支払いができへん。ところが、寄附で土地を提供してもらう場合、今でも完成後登記をする、そういうようなくせになってきておる。ですから、1年間で例えば何筆か登記をした。それ以上に未登記がふえてきている。これが実態ですわな。せやから、今石田課長が言いましたように、境界明示。例えば境界明示でいつて、国調で分筆してある。所有権変わってない。そういうようなときに、境界見てみたときに、地籍の図面では公の道になつとるけども、現実にはつぶれとる。そんなんが多々ある。そういうようなことで、この登記の費用を見ますと、こういう説明やつたと思うんです。もちろんそれ

も大事ですけども、例えばそれで見るとであれば、私は建設課の予算の中で組むべきではないかなと思ってます。私の申したい、いわゆる無計画とかそういうのやなしに、市全体としての未登記、何千筆とあると思うんです。これを、私は、1つの考え方ですよ、再任用あるいは嘱託で職員を採用してもらっておるなら、例えば2年間なら2年間、3年間なら3年間、人数を投入をしてその解消に当たる、そういうような方法も考えていかないと、今それぞれの課に、全部ではないです、嘱託で行ってくれてはるわけやけども、権限がないというのか、そういうような形の中でなかなか仕事がしづらい。これが私は、本人は言わへんやろうけども、そういうようなことなんです。ですから、今も登記の関係で嘱託で来ていただいている職員がおるわけですから、例えばその職員をキャップにして、何人かそこへもつけていただいて、その指導を受けながら例えば1日10件なら10件、大字を決めて順番に集中的にやっていく。そういうことをしないと、今後ますますそういう問題が起きてくるということで、私はこれをぱっと見て、建設課のところを見とつても、今、私がお願いするような予算がついてないので、そういうことをどう考えてはんのかなと思って聞いたわけです。

せやから、今、石田課長が言うたように、行くところ行くところによってそういう測量をかけていかないと、現場と合わんというようなところが過去にそういうようなことで残っておるから出てくる。そうなってきたら、何ぼでも余計な費用がかかってくる。だから先ほど言うたように、2人か3人かでも年度を切って、2年なら2年、3年なら3年、年度を切って集中的にその未登記部分を登記の解消に努めていく、そういうような方法をとっていただけたら一番ありがたいなというふうに思います。

それに対してお願いしときます。

朝岡委員長 副市長。

杉岡副市長 岡本副委員長の質問に対して答弁させていただきます。

嘱託を採用して日直宿直の問題です。予算査定におきましても、私も考え方としましては、長年勤めさせていただいた関係上、岡本副委員長に対する考え方と似通った部分がございます。しかし、職員数がふえてまいりますと、日直、宿直の当たる回数が月に1回ないし2回ということで、その頻度が遠く離れてしまっております。そのときに、もし何事もなく過ごすということになりますと、何か問い合わせの問題とか手続に来られるところには、2カ月に1遍の対応ということになりますと、やはり職員というものは、その担当の部署を離れておりますとなかなか即座に対応することができないようで、管理職でありながらその担当課に電話をしながら住民の対応をさせていただくということで、かえって遅くなってしまいうことがございます。そのようなことから、やはり宿日直の業務だけに精通した専門の職員を雇って対応するという1つの考え方、これも納得できる部分がございます。

また、お金の問題については、宿日直手当、その手当の関係と、それからここに隠れておりますんですけども、職員が、先ほど説明しておりますように、その準備のための1時間と次来るための半日の休暇を現在与えております。と申しますのは、職員が市内から通ってくる職員だけでなしに、市外から通ってくる職員がございまして、食事、入浴等々考えます

と、それだけの休暇を与えなければいけないということになりますと、その時間給を換算いたしますと、かなり大きな時間になってきておまして、それは職員の給与という形ではあらわれるわけなんですけれども、その失われる時間についてのお金の換算が予算計上されていないというふうなことがございます。

また、一部の職員の中には、その状況が分からなくて、役場というところは日直したら次の日半日休みがありまんねんというようなことを吹聴すると申しますか、その日直でもあそこには火事とかまた電話での対応の中で、丸々睡眠ができないとかいうふうなことがあります。ながらも次の勤務に入っていかなんというような状況もございます。そのような形で、スムーズな市民サービスの提供につなげるためには、やはり宿日直のなれた職員でローテーションを組んでやっていくのが、1つの市民サービスになるかなという思いをしますのと、また、これを公募しましてもそれだけの囑託が応募してくれるかなというふうな思いもしておりますし、また応募してきた職員に、職員がつきながら例えば3カ月なり半年なりなれていただくために、スムーズな運営をしていくために、一緒に職員がしながらでもやっていくわけなんですけれども、ときたま、岡本副委員長もよくご存じのように、心もとない住民の方が市役所の職員に対していろいろな長時間の電話で困らされるという実態が現にございます。それに、そしたら民間の人が耐えて長続きするんかなというふうな不安もございます。その部分につきましては、引き続き職員がまた対応をして、市民生活に迷惑がかからないというふうな思いがするわけなんですけれども、多くの職員が宿日直に関しましては前向きに検討せよという長年の思いの中で、今年予算をこういう形で計上させていただきまして、どういう形になるかということにつきましては、いささか、私どもも危惧する部分がございます。しかし、市民生活には万全を期すように、市民サービスの劣化にならないように万全をやりながら、試験的にと申しますか、これで定着するならばこれでやらせていただくように今年からそういう形で見てやらせていただきたい、このように思っております。

それで、未登記の物件につきましては、これも特に農道関係、寄附をいただいて工事をしました中で分筆なり、寄附証書をいただきながら登記ができないということが、特に私ら旧當麻の方で農道関係、よく手がけてきた中で、心痛めている部分がございます。先ほど石田課長が言いましたように、何筆こういう形で残っているかというのはわからない。その実態すらわからないというような状況でございます。今、岡本副委員長の方から提案いただきました、それも1つの方法かなというふうに思います。なるべく未登記物件を早期に登記して正常な形にできますように、対策を考えてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今、副市長の方からご答弁いただきました。

まず宿直の問題です。副市長も何ぼかは感じておられるということかもわかりませんが、私はこの予算を出したら通してくれ、認めてくれということやなしに、今こういう答弁をされるのであれば、何年かしてきはったと思うわけやけど、職員の思う気持ち、これは大事やと思います。ですけども立場上、職員の気持ちを思うのは大事やけど立場上、そうやないと

ということも言う立場であると思うわけやから、市長も副市長も。そうしないと、職員の希望ばかり聞いていたら、なかなかしんどいと思う。それと、今おっしゃるように、職員の当初の、先ほど言いました代休も一緒です、代休とってくださいよと、こう言うとのわけです。ところが、とれる課ととれん課、今現実にあるわけです。それと職員、個人の考え方、休むのは当然やと考える職員と、職員に迷惑かけたらあかん、せやから私は代休とらんと出てくる。宿直明けでも一緒や。そら、食事に帰るのは、これは仕方ないとしたかて、例えば10時まで職免を与えている、10時まで休んで当たり前やという考え方の職員と、たとえ30分でも早く行って、迷惑かけたらあかんという職員と、だれがこれを指導するかということや。みんなそういう気持ちで職員になるのやったら、今、宿直の話やないけど、自分で受けてきちっと責任を感じたら、どの職員に断られたかて、この人に断られたら次これって、段取りわかるわけや。ところが、職員と違う者が電話した時に、ここへ電話してあかんだらその次、わかることない。せやから私は、いつも言うように、何も職員に迷惑かけたら職員からこれは怒られるかわからんけども、職員ができる範囲というものは、銭金ももちろん大事だけど、やっぱりやる、こういう姿勢が大事やと私は思ってるわけや。せやからやかましく言いますねん。その辺やっぱりよう考えてやっていかないと、職員の健康管理も大事やろ、そら、わしみみたいなこと言うのやったら、職員ついてけえへんと思うけども、そこらもきちっとやることによって、職員かてきびきびとした仕事をしていくわけや。あまりのんびりのんびりやったら、職員だらけてしまいよる。そういうこともきちっとすべきことはしていかなあかと、私は思います。

登記の問題ですけども、私は何もこれを言うたからこれにせいということはないけど、1つの手段として、そういうようなことでもして早いこと解決しないと、これからだんだん世間の状態というのは変わってきたら、しまいにはせっかく寄附してもうた土地が、購入せなならんという事態が起きてきてる。これからも起きるであろうという物件がある。せやからそういうことのないように、きちっと早いこと手を打たなあかんと思うから、あえて登記の話を出させてもうたわけやから、私が言うたようにせいということはないわけやけども、できるだけ未登記の処理をするように、ひとつ市長も副市長もよろしく願いしておきます。

朝岡委員長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時35分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 時間も大変押しておりますけれども、少しお聞きをさせていただきたいと思います。

退職者の雇用のところでございます。資料につきましては、たくさんこういう場に出てきてますので、全般的なところでご質問をさせていただきたいと思います。

民間との比較をするということがいいか悪いか、これは別としまして、ある企業、私も経験したある企業でございますけれども、私も役職定年ということで、58歳で肩書を全てとら

れて、外して、一兵卒として現場業務させていただきました。元部長というような肩書から、一変して現場へ出る。一番最前線で、君の能力発揮をしっかりしてこい、こういうところで、その組織の一番重い仕事といたしますか、現場ですので接点です。そういう業務に当たらせていただきました。その企業がそういう経験をした職員の力によって、1つのプロジェクトが達成できたと、こういう例でございます。

市の退職者の再度の職場として、私の提案と言いますか、民間の事例を含めると、大変重要な事業がめじろ押しで出てきておるといのは事実でございます。現場で職員がお困りのような箇所が非常にたくさん出ておる。そこに、退職後業務につかれています方も、非常に苦勞はしていただいているかとは思いますが。ただ、もう少しそれ相当の、非常に経験のたくさんお持ちの方の能力発揮というものも活用していただければ、職員、本日出席しておられる管理職の皆さん方の手となり足となりというふうな効果が、最大限に結果としているのかなというふうな思いもしております。その辺のところを市長、副市長、もしそういうふうなお考えがあるようでしたら、お聞かせを願いたいと思います。

朝岡委員長 市長。

山下市長 再任用について、今、増田委員からのご質問でございます。

当然、定年退職された方につきましては、30年以上、長い方であれば40年近くの長きにわたり、葛城市の職員として奉職をし、その間の公務員の経験、それは他に追随を許さないだけの事例や、またさまざまな知識が豊富な方であろうというふうに思います。その方々の能力を発揮できる場所、部署で仕事をさせていただくというのは、我々の望むところ、願うところでございます。適材適所になるのかどうか、今、人事が検討いたしておりますけれども、できるだけ適材適所になるように配置をし、またその方々も、退職した再任用される方々も、部署が違ってフルに能力を発揮してもらえるように願うところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。くれぐれも縁の下の力持ちではなしに、最前線の戦力というふうな観点で奉職、仕事に携わっていただけましたら力強い、ありがたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

質問を終わらせていただきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をさせていただきます。

ページ39、40ページにかかりまして、8目の自治振興費についてであります。

40ページの13節委託料、公共バス運行委託料576万7,000円、公共バスにかかわってお伺いをしたいと思います。ご承知のように、マイクロバスの葛城号、ワゴン車のミニバス、マイクロバスのゆうあいバスという形で、それぞれ3系統で葛城市の公共バスの運行がなされております。合併して今年で10年を迎える中で、この間アンケート調査をしていただく。いろいろご努力をされてきていること、本当に大いに評価をしておきたい、このように思います。

そこへもってきて、奈良交通が路線バスも減便、廃止等が奈良県全体として持ち上がってきて、それぞれの関係自治体がこれはえらいこっちゃということで、どうしていくか、県を含めて今後大きな課題として議論をしていかなければならないということでもあります。

そういうこととあわせて、葛城市の公共バスを、御所市や大和高田市などの他の自治体と連携をして、いかにこれからの高齢化社会に向けて、市民の生活に必要な足として確保し充実させていくかというのが、焦眉の問題になっているというふうに私も思っています。

私も潔く、年齢になれば免許証を返還して、公共バスを初め公共交通機関を活用したいと願っているものでありますけれども、しかし、現状は公共交通機関のこの実態はどうなっているかという、バスは減便をされてきている、JR、近鉄を初め無人駅化してしまっている。無人駅は減便をするよりましやないかというふうな、高飛車な事業者もいるわけで、本当に大変だと思います。もちろん、県や周辺自治体との連携をして、公共バスを更に充実していくということ、奈良交通の路線バスをいかにして維持していくかということは、これは議論をしてちゃんとした方向性、計画を出さないかんというふうに思うわけですが、私は少しでも公共バス、葛城号、ミニバス、ゆうあいバスを充実し前進をさせていくという努力とあわせてやっていくべきだというふうに思っています。

今年、この間は原課は非常に頑張っていたというふうに思うんですが、なかなかそこまで頭が回っていないかわかりませんが、私はその年その年にどれほど充実、改善をしていくかということに取り組んでいただき、それをきちっと予算化をしていくという、そういうことをやっていただきたいと思っているわけです。

この新年度については、公共バスにかかわる予算の大きなものは576万7,000円ですから、事業としてはあまり変化はないのかなというふうに思いますけれども、平成26年度の予算編成に当たって、あるいは編成をして、どういう公共バスの充実を図るか。単に予算措置をしたということではないというふうに思うので、お考えをまずお伺いしておき、更に一歩でも二歩でも前進するための対策というか改善について更に議論をしたい、このように思います。

次に、これは聞かれた方がいたかもわかりません。同じ40ページの自治振興費であります。40ページの19節負担金補助及び交付金の新規事業として提起されている、県地域防犯重点モデル地区支援事業補助金200万円。これは、県が2分の1、100万円を補助していただいて、モデル事業としてやるわけです。これらの事業の詳細について、また具体的な計画について、まずお伺いしておきたい、このように思います。

それから、地域の情報化推進費あるいは42ページの12節のICTまちづくり推進事業費にかかわって、お伺いをしてまいりたいと思います。

IT技術の進歩というのは、我々がなかなかついていけないというふうな状況になっているぐらい、日進月歩という状況であります。このことによって、行政事務の効率化あるいは費用の軽減、そういうことがこの間取り組まれてきて、行政の事務としては非常に前進をしてきている、こういうふうに思います。

しかし、その受け手の方がどうなのかといったことが、私は問題提起をしたいし、また受け手に対する行政としての対策、対応を求めたいというふうに思います。

イントラネットのシステムなり、さっき言いましたICTまちづくり推進事業、具体的にはこの委託料の中の42ページの委託料783万5,000円の具体的な事業について説明をされております。とりわけ、買い物支援事業運営委託料、あるいは健康支援事業運営委託料、これは委託をして仕事をしてもらうわけでありましてけれども、具体的にこれを活用するのはやはり住民になってくるわけでありまして。とりわけ、どちらかといえば高齢化社会に向けた取り組みを視野に入れた住民の利便性を向上させる、ITを活用した事業として計上されているわけでありましてけれども、私は、この間アクセス権の保障はもちろんのこと、受け手として情報格差をなくしていく、デジタルデバイドと言われてはいますが、こういうことが取り組まれていかないと、市長が自治体として先進的な補助事業等を活用して取り組んでいこうとしたときに、どうしても1つの壁となってくるのが、1つは情報の格差、これは何で生まれるかというたら、これは当然年齢の問題もあります。今の子どもたちは、それこそゲーム世代からパソコン、それどころか、ほとんどが携帯を卒業してスマートフォンとかあるいは市長がいつも持っているタブレットとかを活用して、当たり前のようにできるんですが、我々団塊世代から上ぐらいになりますと、おととつとということ、非常にその活用というのが難しい。これは教育や環境の問題だというふうに思うんですけども、これからこういう事業を進めていくに当たって、アクセスをする、あるいはアクセスをしてそれをどうやって読み取っていくか、こういう能力がなければ、これはなかなか宝の持ち腐れになってしまうというような、ここにこれから力を入れて取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。

この点、現下はどのように考えておられるのか、説明を求めておきたいと、このように思います。

3つでしたね。

朝岡委員長 これは、地域防犯重点モデル地区支援事業の200万円というのは、先ほど吉武委員の質問の中で防犯協議会の設置でしたか、そういう形の費用で細かく説明をされたので。

白石委員 ありましたか。そしたらもうそれを飛ばして、43ページの賦課徴収費の方に入りたいと思います。

賦課徴収費の12節で役務費の公買等手数料74万6,000円が計上されておりますが、この内容について、中身についてご説明を求めておきたい、このように思います。

朝岡委員長 その3点ですね。

和田課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。まず1点目の、バスのことに関してのご質問でございますが、本市の公共バス、葛城号は平成17年10月から、ミニバスにつきましては平成19年4月から運行の方を始めてまいったわけでございます。これまで、ご指摘の通りこの運行内容に対してさまざまなご意見を、市民の方からいただきました。一例を挙げますと、停留所の増設などは、16カ所ほどの増設の要望もございました。これまで、個々に対応は非常に難しいことから、今まで細かい改正は行ってまいりませんでした。ただ、運行からかなりの年数がたっておるとこのことで、昨年よりおっしゃるとおり、ゆうあいバスもあわせまし

て協議の方を進めてまいったわけでございます。この中で、ゆうあいバスの方とも今後は葛城号、ミニバスもあわせて一元管理の可能性についての前提で協議を進めてまいったわけでございますが、その中で今後運行計画を見直していく中では当然一元管理の中で路線を引いていこうということで、協議の進め方の方はおおむね決定してまいったわけでございますが、ここで先ほど申されました奈良交通の路線バスの廃止という話が入ってきたわけでございます。当然、この奈良交通の路線バスを維持するには、市町村の負担もしくは市町村での代替ということで、検討の条件としてはいろいろ出ておりますが、今後、この条件の中で考えていくわけでございますが、当然この葛城号、ミニバス、ゆうあいバスも含めて総合的な検討が必要であろうと考えているわけでございます。

また、おっしゃるとおり、他の自治体との連携、路線バスのことでございます。この路線バスの協議が出るまでには、既に大和高田市の方とそういった、特に市民病院を通過するような路線バスが可能であるかというようなことでも協議は進めてまいっておったわけでございますが、今後、大和高田市立病院だけではなく、もっと広範囲なことも視野にも入れながら考えていくことも必要ではないかと考えているところでございます。

ただ、この奈良交通の路線バスの方針を、全員協議会の中でもご報告させていただきましたとおり、まず5月中旬ごろには一定の市としての方針を決めた上で、細部に入っていくわけでございます。これの予算につきましては平成27年度予算からということで県の方からも伺っているところでございます。

そういったことで、もともと市内の公共バスだけの検討でよかったものが、さらに奈良交通の路線バスをあわせてということで、新たな命題をいただいたわけでございますので、その中で広域的にこれから協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、もう1点いただきましたICTの関連でのご質問の方でございますが、ご存じのとおりこのICT事業の方、各地域で、例えば自治会活動への地域住民の方々の参加の減少やそれに伴う自治会運営の難しさ、こんな声が年々増加しておったわけでございます。一方、行政の方でございますが、多様化する市民サービスの向上と財政難からくる行政運営の経費削減という相反する命題を課せられていたわけでございます。

こういったことから総合的に、新たな行政モデルの模索ということでもともと実証事業としてこの事業を始めてまいったわけでございます。この事業の中で、今実際にモニターとして参加していただいている方には、現場の寺口集会所、それからゆうあいステーションの方にコンシェルジュという形で指導員がついております。その指導員が、機械を使いにくい方にはご指導させていただきながら使っているということでございます。

それからもう1点、恐らくそういった事業以外の方で市の情報発信をどういった形で受けるかというご質問であったかと思いますが、これについてはこのICTの事業の中では実証事業ということでございますので、その結果を見ながらということになりますが、そういったことも考えながら、それはこれからの課題であるのかなというふうに考えているところでございます。いろいろな多方面から検討しながら、また考えていきたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 どうぞ。

米井情報推進課長 情報推進課の米井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の質問の中で、地域情報化の方向性、考え方ということがございまして、その点についてご答弁をさせていただきます。

現在のパソコンの普及率というのは、本市で75%、国では75.8%ということで、ほぼ同じ普及率ということになっております。ただ、委員お示しのとおりで、携帯端末の普及率につきましては93%でございまして、そのうちスマートフォンと携帯端末、いわゆるパッドと申しますのが34%であり、ご指示のとおりより高速でたくさんの情報量を扱える機器が伸びていっているという現状がございます。

さらに、家庭へのインターネットの普及率は市で78%、国では86.2%ということで、市民の方々がインターネットを利用するのは、もう日常的なものということになってきていると言えます。

現在県と市町村が行っています住民情報サービスとしての電子申請12業務、施設予約の7業務があるわけでございます。この利用状況につきましては、平成24年度電子申請72件、施設予約9件、平成25年度につきましては電子申請106件、施設予約17件という形で、増加してまいっております。

今後、このサービスにつきましても周知拡大を図っていきたいというふうに思っております。

また、SNS、これなどを利用した市民同士、市と市民とのつながりのサービスをより充実して検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員のご質問でございます公買等手数料について、説明させていただきます。

1点は差し押さえ不動産鑑定手数料ということで、30万3,450円掛ける2件掛ける消費税ということで65万5,452円ということで、1点要求させていただいております。

もう1点はインターネット公買手数料ということで、9万円を計上させていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、ご答弁をいただきました。

公共バスについてであります。これも、ファシリティマネジメントと同様に、とりあえず総合的にいろいろの動きを調査をして把握して、その上で取り組んでいきたい、こういうことではないのかなというふうな受けとめました。確かに、奈良交通の路線バスそのものの削減やあるいは廃止もあるということが突きつけられて、これに緊急に対応しなければならん、5月までに何とかせなならんというのはよくわかることでありますし、それはそれとして、

緊急に対応していただく、また我々も対応しなければならんと思っておりますが、やはり住民の利便性の確保、住民サービスの向上ということは、常々、毎年度毎年度きちっと考えて前進をさせていくということ、これとあわせて総合的に将来どういうふうに展望、計画をもって、それを実現するために何をやるんだということでやっていただきたい、これは私の思いです。

その1つが、まずは公共バスの改善に当たって取り組まれたアンケート調査なんです。これが、利用者を含めた住民の皆さんの公共バスに対する評価であり、あるいは要望でもあります。もちろん空気を乗せて走っているようなバスは直ちにやめるべきだというのもありますけれども、多くは好意的に受けとめていただいて、今活用していない人たちも、自分たちが年をとって車を手放さなければならぬと、そういうことを想定して継続をして更に使いやすい公共バスにしてほしいという声がありました。私は、これは非常に大事なことだと思うんです。市民の皆さん自身が、将来の公共バスを初めとした公共交通機関の大事さをご理解していただいているというふうに思います。

そんな中で、停留所をふやしてほしい、あるいは多かったのはミニバスや公共バスであれば土曜日の運行をしていただきたい、ゆうあいバスであれば月曜日運行していただきたいとか、もう少し行っていただければ市民病院まで行けるのではないかとか、いろいろな要望が出てきていますし、これらを一步一步前進をさせていく、改善をしていくこととあわせて、これを既定の事実としてということではありません。やはり、ちゃんとした総合的な、近隣の自治体とも連携をした、奈良交通の路線バスの帰趨を見据えた、そういうものを含めた総合的なことが必要だと思う。内野議員が言われたようなデマンドバスも含めて、これは当然検討していくべきだというふうに思っています。

停留所をふやしてほしい、もっと身近なところに停留所があればミニバスを使いたい、ゆうあいバスを使いたい、こういう声があるわけですし、当面は、その声に応えようと思えば、実態として新庄地域にはミニバスが1台なんです。どうしてもこれは路線に限られる、停留所に限られるわけです。だから、これを2台にすれば、新庄地域については、これは随分と地域の半分程度に狭まるわけですから、大いに改善されるということでもあります。運転手の賃金についても、これまで大体2人体制という形でやっていたけれども、今は1人で運行をお任せしている、それができるということにもなっているわけで、そういう点でもこの費用、幾らでしょうか、236万4,000円、これにあわせて公共バスの運行の費用が、大体その年の費用、燃料費や整備費あるいは保険等の費用があるわけですが、大きく前進できるというふうに思います。そうすれば、これは利用が拡大することは間違いないというふうに思うんです。コースが2つになる。ゆうあいバスは、これは事業社協として大いにマイクロバスを活用して、縦横無尽に走っています。これは大いに改善できる可能性が高いので、先ほど課長が答弁しました一元化をして考えるということの1つの手立てというふうに思いますけれども、次善の策としてミニバスを1台ふやしていくということは、私は財政的にも可能なことではないか、あるいは、土曜日の運行が可能ではないかというふうに思います。ミニバスを2台にすれば、停留所は当然、2倍とはいかないけれども、ふえるわけです。

土曜日の運行については、これは運転手にご無理を願わないといかんとというのはあるんですけども、この点総合的な公共バスとしての確立というのは必要なことから、改善をしていくという取り組みも忘れずにしていただきたいということで、その辺のところをお答えをいただきたい、このように思います。

それから、IT技術の発展、拡大に伴う情報格差の問題、読み取り能力をいいますリテラシーの問題、これは確かに普及率というものは、伸びは顕著なものがある。しかし、現実には課長がお答えいただいたように、20%、25%の方が、あるいは世帯が、パソコン等が普及をしていないという状況があります。その多くが、我々の年代以上の方々であったり、あるいは所得が低くてパソコンの購入や、パソコンがあっても光につないでとかそういうことが、なかなか困難な人たちがいるということなんです。それが20%なのか25%なのか、これは把握を私もしておりません。しかし、普及しているおうちでも使えない方々がいはると思います。高齢者であり障がい者でありあるわけです。だから、ITの発展とあわせて、知る権利の一部として、実際にそういう困難な人たちにITの恩恵を受けられるような施策がこれから求められていく、とりわけ市長が進めようとしている事業というのは、これはおいては、一定は進むけれどもどうしても壁となって出てくる問題があるというふうに、私は常々懸念をしているわけです。

その辺では、EUやアメリカというのは、全ての国民が公正でかつ低廉な利用料金、過疎地や離島でも都市部と同様の料金であり、学校図書館、医療機関や障がい者や所得格差等による経済的な条件による利用機会等の格差是正を、これを国の責務として課しているわけです。これは、国民の権利として認めているということなんです。ですから、そこまで日本は行ってないですけども、先取りをして、私は具体的な施策は思いつきませんが、市長ならこういうことは得意ですから、どうやって情報格差をなくしていく、読み取り能力、リテラシーを向上、拡大していくということを施策の1つとして、情報推進室と位置づけてやっていただきたい。普及がこうなっているというのはわかってよく理解できた。しかしそこで取り残されている人たちがまだまだたくさんいるということでもあります。その点、今後こういうことに対してどう考え、取り組まれるか、お伺いしておきたい、このように思います。

43ページの賦課徴収費です。公買等手数料で課長からお答えをいただきました。差し押さえに係る鑑定等の手数料なんですか、裁判所等への手続なんですか、インターネットも含めて言われましたけれども、最近は国や県の滞納に対する考え方が市町村にどんどんとしようという形で来ています。当然、まじめに一生懸命納税していただいている方々に対する税に対する公平の問題で滞納処分という形で、ちゃんとした手続をとって滞納を整理をしていくということは、これはもう当然のことです。これは指揮転換の責務であります。しかし、こんな小さなまちのことです。差し押さえをするという事態が毎年毎年起こってきているということでもあります。その中には、本当に一生懸命働いて市民税やもちろん所得税も、あるいは水道料金も払っていただいていたけれども、固定資産税を失念をしていたとか、いろいろあるわけです。そういう事情とあわせて、国民の義務として税を納めても

らうという、そういう対応が必要だというふうに私は思います。

そういうことが実際に差し押さえをし、預金、生命保険、あるいは土地建物、こういうものが現実に今それはあるわけです。しかし、あと聞きたいことは、これらは当然差し押さえだけで終わらないわけです、手続上は。換価という問題が出てくるわけです。

そこで、お伺いしておきたい。今後、徴税事務として換価についても実行していくという用意があるのか、あるいは、換価をした実績があるのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

今お尋ねいただいているのは、不動産に関してということ。

朝岡委員長 いや、全体に。

西川収納促進課長 全般ということですか。

白石委員 換価ということになれば、不動産ということもあるな。

西川収納促進課長 平成25年度2月末の実績でございますが、不動産あるいは不動産参加差押に関しては換価の実績はございません。預貯金につきましては48件、金額で言いますと税額で申しますと287万1,280円。給料差し押えにつきましては、16件の換価でございまして、39万10円。生命保険の差し押さえにつきましては、7件の換価で40万8,094円。これを合計させていただきますと、71件で366万9,339円。これは一般会計の方でございますが、こういうふうな形になっております。

朝岡委員長 市長。

山下市長 白石委員の質問にお答えをさせていただきます。バスです。これは、私もどうしていかうかということで頭を痛めておるところでございます。昨年県知事の方から単一の行政単位ではなく、近隣の市町村と協力をしながらその地域で公共バスまた私のバス、奈良だったら奈良交通をどう動かしていくのかということを検討いたしましょうという法定協議会ができたのが、昨年2月です。今年になってから、それを実際に奈良交通のバスの減便であるとか。何らかの対策をとらなければ、県からの補助金を凍結をするというお話がございまして、葛城市内5路線走っておりますけれども全て赤字路線である、これをどうしていくのかということが今現在突きつけられおる現実でございます。課長が申し上げたように、5月までにこの中身を検討をし一定の問題をクリアしなければ、県からの補助金がいただけない状況になるということです。今わかっておる中でいいますと、不確かなところがあればまたうちの担当の課長の方から言わせていただくとお思いますけれども、乗車率を40%以上にしなさいよということです。これを、減便や路線を短くしてこの40%の乗車率をクリアしなければ、県からの補助金が出ないというようなお話があります。

この問題を解決する方法、また葛城市が持っておりますゆうあいバス、葛城号、ミニバス、公共交通とどうやって共存していくのか、また奈良交通の代替のバスとして公共バスを、例えば大和高田市の市立病院まで乗り入れをしていくのか等については、担当の課長の方が大和高田市等と打ち合わせをしながら、まだ今調整をしておる。話し合いは継続的にしておる

ところでございますけれども、尺土の駅の開発等も絡んでおりますし、この問題は今まだ調整中でございます。県の方には、この問題が解決したならば、大和高田市と葛城市で公共バスとしてお互いに乗り入れをしながらそれを運行していきたい旨のお話しはさせていただいておりますけれども、そういった課題、また葛城の公共バスを、白石委員のおっしゃるように増便をしていくのか、それともどういう形でそれを運行していくのか。一定の料金をいただきながら、ワンコインでもいただきながら回していくのか等は、法定協議会を立ち上げて協議をしていかなければならない。国土交通省の許可をいただかなければ料金をいただいて回すということができませんので、このあたりも検討していかなければならない問題になります。それを、5月までという一定の期間を切られておりますので、早急にいろいろと葛城市として対応できる部分や、また県に相談をかけながらやっていく部分等、早急に対応していかなければならないというふうに思っておりますけれども、議会の全協の方でもこの公共バスの問題や奈良交通の問題については一定の役割を、やはり議会としても果たす旨のお話しを、私は出席しておりませんでしたけれども聞いておりますので、ともにこの問題解決に向けて、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、ICTの活用でございますけれども、これは私もみんながみんな携帯端末やiPadのような端末を動かせるとは思っておりません。やはりお年寄りには操作というのが非常に難しくなるだろうなと思っております。今、葛城市で、寺口やゆうあいでは活用しているのは、端末の中には何も情報が残らない状況になってます。それでICカードを発行して、そのカードを持ってきたら個人認証を、そのカードの読み取りをすることによって個人認証をして、買い物ができたりとか健康管理ができるようなシステムになってます。それを、コンシェルジュというボランティアやお手伝いしてくれはる方々が、その操作をお手伝いをしていただきながら、買い物をしたりとか自分のつなげたいところにつなげていくようにやっていく。それを、できたら住民同士で来られる方もそこで待っておられてというか、お手伝いしていただくコンシェルジュの方もお互いに住民同士で、それが手伝っていただけるようにというか、お互いに協力していけるようにすれば、料金がかからなくなってくるというか、人件費が。

去年、買い物支援をさせていただきましたけれども、イオンリテールがご協力をいただいて、イオンの橿原のアルルの方から、あちらのイオンから物を自宅、個別の家に配送されたんですけども、一番の問題は、注文を聞きに回ってくれはる人の人件費を誰が払うんだというところが、一番の問題になってくる。持続可能なモデルというのをやっていこうとすると、行政がその人件費を払うのか、使わはる人が、買わはる人がその人件費を払うのか、それとも店がそのお金を払うのかというと、誰もそのお金を払いたくない。それで、継続ができなくなってしまうという問題がありました。それを、どうやったら継続可能な形でできるのかということ、今現在寺口等で模索をしているわけですが、市民の中でそういうことをお手伝いしていただく、または、今はボランティアですけども、安い有償ボランティアでそういうことをやってくれる方が出てくれば、お互いに助け合いをしながら安くそのシステムを動かしていくことができるのではないかなというようなことを考えて、今、実証さ

せていただいております。

何せ今始めたばかりのところでございますので、この経過、また使う人がふえていかなければ割安感というのは出てこないでしょうし、手伝えるテクニック等も磨かれていかないとしますので、できるだけたくさんの方々に告知をして、誰でも使えるんだよということをしっかりとPRしながら、皆さんに使ってもらいやすいシステムというものを構築していきたいというふうに思っております。

後、差し押さえ、換価等につきましては、私の施政方針演説の中でも申し上げましたように、やむを得ず差し押さえ、換価するということはありますよということをおっしゃるけれども、一方で突然の収入減など不測の事態に陥られた方々に対しましては、個別に相談に乗らせていただくということで、極力生活を圧迫することのないように、うちの職員が相談に乗らせていただきながら努めておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長並びに市長からのご答弁をいただきました。

公共バスについては、具体的な改善点については、答弁からすれば考えておられないということなのか、答弁漏れなのか、ちょっとわかりませんが、もうこれは3回目ですので、お伺いできませんけれども、総合的な計画が奈良交通問題も含めて解決をしてからつくり、そしてやっていくことということはこととして大事ですけれども、せっかく事業としてやっているわけですから、一步でも二歩でも住民の期待に応える、アンケート調査の結果に応じて前進をさせていくという取り組みをぜひ求めておきたい、このように思います。

それから、IT技術の進展に伴う市民の立場からした知る権利の問題です。情報格差や情報の読み取り能力を加工することがなかなか困難な、そういう世帯や人たち、住民の方がいるわけですから、そういう人たちが等しくいろいろな新しい施策を含めて恩恵を得られる、そして行政と市民が双方向からの情報の交換、そのことによって住民のサービスが向上するというように留意をしていただきたいというふうに思っています。

これからも必要なことだと私は考えています。

それから、最後に手続として出てきているわけでありましてけれども、差し押さえあるいはもう実際に、答弁では土地や建物の換価はなされていない、課長の答弁では預金や生命保険や給料については換価をしてということでありましてけれども、不動産、いわゆる居宅やそれにかかわる土地については換価の実績はないというふうに捉えたんですが、またそれは意見としか言えないわけですから、またお聞かせいただきたいと思っております。

市長がご答弁されたように、それぞれ市民の皆さんにご事情があつて、そういう事態を、これはみずから招いているという部分もあるんですけれども、税によって市民サービスが、行政の運営が維持されているというのをご理解をいただいて、能力がある人が能力に応じて税を納めていただくという、そういう手立てが必要だ、そのためには、単なる事務手続として郵送によって催告書を送るとか、そういうことだけで差し押さえや換価の手続を行うということでは、これは行政としての姿勢が問われるというふうに思います。政令市のような大

きな町でしたら、それはやむを得ない場合もあるでしょうけれども、市民の皆さんの顔がわかる、そういうまちに我々は住んでいるわけですから、ぜひそういう点を留意されて、滞納処分の事務を行っていただきたいということを述べておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 他に質疑はございませんか。

副委員長。

岡本副委員長 43ページの賦課徴収費の中の役務費、この中の公金取扱手数料193万8,000円の内訳と、それから平成25年度のコンビニ収納の実績、それと、僕ちょっと不勉強であれですけども、コンビニ収納を市内だけなのか、例えば市外、県内だけにいけるのか、この前大阪市やないけど全国的にいけますという話があるので、ちょっとその辺教えてもらいたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

岡本副委員長のご質問でお答えいたします。

1点目の公金取扱手数料の内訳なんですけど、そのうちコンビニ収納取扱手数料としまして1万4,000件掛ける手数料が61円ということでございまして、そこに消費税を掛けさせていただいて92万2,320円。

2点目が南都銀行の公金収納取扱手数料でございますが、これは1件当たり15円で5万件を予定させていただいていて、掛ける消費税の81万円となっております。

それから、特別徴収収納取扱手数料いわゆる住民税の特徴と言われるものなんですけれども、これが3,240円掛ける4個掛ける12カ月で15万5,520円を予定させていただいております。

それともう1点、5万円ということで、郵便局を通じて納入していただく分なんですけれども、これが1件当たり30円ということで5万円を計上させていただいて、合計193万7,840円というような形で計上させていただいております。

続きまして、コンビニ収納の関係でございますが、実績でございますが、平成26年2月末で住民税、固定資産税、軽自動車税、一般市税の方なんですけれども1万2,659件、収納額で2億4,455万円という形になっております。平成26年度につきましては、1万4,000件を予定させていただいていて、先ほど申し上げた92万3,000円という形で見込ませていただいております。

取扱いのコンビニなんですけれども、全国で取扱っていただけると。ただし、納付期限が記載されておる範囲の中で納めていただきまして、金額につきましても30万円を超える納付書では納めていただけないという、さまざまな規定がございますけれども、これで進めさせていただいております。

以上です。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 手数料については教えていただきました。私、不勉強であれでしたけど、全国で対応できるということですね。ただ、30万円以上はだめやと、こういうことですね。

そこで、収納を教えてほしいということやったけれども、市県民税、固定、保険といろいろ

ろあるやんか。その内訳はわからへんのか。トータルしかわからへんのか。できたら、内訳を教えてほしいけど。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

内訳でございますが、平成25年度の分につきまして、2月末の状態です。市県民税につきましては3,795件、金額にしまして1億1,507万28円。固定資産税につきましては同じく2月末で4,759件、金額にしまして1億2,307万1,469円。続きまして、軽自動車税につきましては4,105件の1,997万2,081円となっております。国保税につきましては、同じく5,483件で8,030万9,551円という形になっております。

以上でございます。

岡本副委員長 介護とか保育もあるやん。そこらは。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。

介護、後期高齢、保育料につきましては、2月末がまだデータの入力をしておりませんでしたので、1月末の状態でお伝えいたします。

介護保険料につきましては1,143件、金額にしまして687万9,950円。同じく1月末で後期高齢者医療につきましては492件の396万9,600円。保育料につきましては同じく1月末で577件、1,288万4,500円という形になっております。

以上です。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今報告いただきました。平成24年度委託をして、大きな伸びがないというたら失礼やけども、かなり伸びてきているということです。コンビニでもできるだけPRをしていただいて、コンビニ収納も促進をしていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

朝岡委員長 一応、1款議会費並びに2款総務費の質疑が、朝から十分に質疑もしていただいたと、このように思っておりますが、この程度の質疑で次の款に移らせていただきたいと、このように思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

朝岡委員長 それでは、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

それでは、ちょっと移動もありますでしょうから、休憩をいたします。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後3時45分

再 開 午後4時00分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 それでは、3款の民生費からご説明申し上げます。事項別明細につきましては49ペー

ジとなります。

まず、3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。9億4,700万8,000円を計上いたしております。職員27人の人件費と国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金が主なものとなっているところでございます。

次に、51ページでございます。2目の国民健康保険医療助成費につきましては1億3,637万6,000円を計上いたしております。続く3目の後期高齢者医療保険医療助成費につきましては7,116万4,000円を計上いたしておるところでございます。次に、4目障害者福祉でございます。6億8,700万6,000円を計上いたしております。障害者福祉に要する経費でございます。扶助費では介護給付費、また訓練等給付費、障がい児の通所給付費などの予算を計上いたしておるところでございます。

次に、53ページでございます。5目老人福祉費でございます。4億4,110万2,000円を計上いたしております。老人福祉施策に要する経費でございます。扶助費では敬老年金、繰出金では介護保険特別会計への繰り出しが主なものとなっております。

次に、55ページでございます。6目いきいきセンター管理運営費でございます。2,770万4,000円でございます。いきいきセンターの維持管理に要する経費を計上いたしております。次に、7目の福祉推進費でございます。1億5,420万1,000円を計上いたしております。福祉総合ステーションの指定管理委託料、また社会福祉協議会への補助金などが主なものとなっております。次に、8目の旧老人保健医療事業費でございます。15万円を計上いたしております。

次に、本年度新たな費目でございます。9目臨時福祉給付費事業費でございます。1億1,695万3,000円を計上いたしております。消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑みまして、一体改革の枠組みの中で講じられる社会保障の充実のための措置とあわせ、低所得者に対する適切な配慮を行うための暫定的、臨時的な国の給付措置となっております。

次に57ページから58ページにかけてでございます。2項1目の児童福祉総務費でございます。3億2,134万3,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と、児童福祉に要する経費でございます。委託料では子ども・子育て支援事業計画策定業務を、また扶助費では新たに対象年齢を中学校卒業時まで引き上げ、以下の外来まで含めた小児医療費扶助などを計上いたしておるところでございます。次に、2目の児童措置費でございます。11億4,927万5,000円を計上いたしております。児童手当また民間の保育所運営費が主なものとなっております。

次に、3目の保育所費でございます。3億797万円を計上いたしております。職員24人の人件費と、公立保育所の運営に要する経費でございます。

次に、60ページでございます。4目児童館費でございます。4,661万8,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、児童館、学童保育所の運営に要する費用でございます。次に、5目ひとり親家庭等福祉費でございます。2,480万円を計上いたしております。続く6目地域子育て支援センター事業費でございます。1,693万8,000円を計上いたしております。

職員1人の人件費と、地域子育て支援センターに要する経費でございます。

次に、62ページでございます。これも本年度新たな費目でございます。7目子育て世帯臨時特例給付金事業費でございます。4,907万1,000円を計上いたしております。消費税率の引き上げに際し、子育て世帯に与える負担の影響に鑑みまして、臨時福祉給付分と類似の給付金として児童手当受給者に給付されるもので、国の臨時的な給付措置となっております。次に、3項1目の国民年金事務取扱費でございます。2,012万8,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、国民年金事務に要する経費でございます。次に4項1目の生活保護総務費でございます。2,533万1,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、生活保護の一般事務に要する経費でございます。

ページかわりまして、2目の扶助費でございます。4億6,734万8,000円を計上いたしております。生活保護の扶助に要する経費でございます。次に、5項1目の災害救助費でございます。1,140万円を計上いたしております。

次に、65ページでございます。4款衛生費でございます。1項1目の保健衛生総務費におきましては、1,848万6,000円を計上いたしております。保健衛生事務に要する経費でございます。次に、2目予防費でございます。9,604万6,000円を計上いたしております。子宮頸がん等予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種などの委託料が主なものとなっております。次に、3目生活衛生費でございます。57万3,000円を計上いたしております。狂犬病予防に要する経費でございます。次に、4目の健康づくり推進事業費でございます。3,281万9,000円を計上いたしております。胃がん、肺がん、子宮がんなど、各種検診に要する経費でございます。次に、5目の母子保健事業費でございます。3,840万5,000円を計上いたしております。母子保健に要する経費でございます。妊婦健康診査に係る委託料が主なものとなっております。

次に、68ページでございます。6目保健施設費でございます。1億1,220万6,000円を計上いたしております。職員11人の人件費と、保健施設の維持管理に要する経費となっております。次に、7目の環境衛生費でございます。5,551万5,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と環境衛生に要する経費でございます。

ページ、70ページに移りまして、8目の火葬場費でございます。2,396万5,000円を計上いたしております。火葬場の運営に要する経費でございます。次に、2項1目清掃総務費でございます。1億386万8,000円を計上いたしております。職員10人の人件費と、清掃事務に要する費用でございます。

次に、72ページでございます。2目塵芥処理費でございます。5億6,732万1,000円を計上いたしております。職員15人の人件費と、塵芥処理に要する経費でございます。工事請負費では、クリーンセンターの維持に係ります工事請負費等、委託料では焼却施設の運搬処理に要する経費が主なものとなっております。次に、3目のし尿処理でございます。2億6,289万5,000円を計上いたしております。職員5人の人件費と、し尿の収集運搬処理に要する経費でございます。次に、4目地域循環型社会形成推進事業費でございます。15億5,718万4,000円を計上いたしております。新クリーンセンターの建設に要する経費を計上

いたしておるところでございます。

以上をもちまして、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

朝岡委員長 ただいま、説明を願ひました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 60ページの児童館費のところになります。7節賃金、臨時雇用賃金として、この項目の中では一番大きい金額となっているんですけども、ここに関しまして児童館、そして学童保育所という所管の管理運営という形でこの臨時の雇用賃金というものが、昨年の会計よりも増ということで、これに関しまして学童保育、児童館でお世話になっている子どもたちの人数が増加したのかなというふうに思うわけでございます。そのあたりのご回答をいただきたいのが1つと、こういう保育士という人数がウエイトを占めるここでの保育内容、その保育内容が、その部分のウエイトというのがどういう効果を出しているのかということが1つ。

それから、そこに係る環境整備。私もこの間から見学に行かせていただきまして、今もうかなり忍海も、それから新庄の学童保育も充実しているわけでございますが、新庄北小学校にあります学童保育についての整備環境があまりいいものではないなというふうに思いました。ここは、本当に保育という、乳幼児から保育という場所はあるわけですけども、乳幼児から最終、小学校の低学年、4年生まで受け入れるという中で、最終的な保育というかわりの中で、この環境整備について、バランスというのか、非常に不均衡であるというふうに思っているわけでございます。そのあたりの設備的に非常にそろった状態であるのかというような、そういった点。

それから、夏休みとかの長期の保育時間に対する対応の保育内容、そういった部分についてお尋ねをいたしたいと思います。

朝岡委員長 どうぞ、岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願ひします。

ただいまの川村委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、賃金の増額につきましては、委員のおっしゃるとおりの学童の人数が年々ふえていきますので、その人数に対応させていただくために指導員の方を増員するということで、賃金の方がふえております。

まず、平成26年度の予定人数と、今現在の登録人数なんですけれども、平成25年度の当初の人数の比較だけお答えさせていただきます。まず、平成25年度の当初は、新庄の学童が119人、平成26年度は、今度受け入れる希望が146人。新庄北におきましては、平成25年度は57人、76人が平成26年予定。忍海につきましては、平成25年度当初は60人、平成26年度予定が73人。磐城学童、児童館の方では、平成25年度当初は137人、平成26年度予定が139人。當麻学童では、平成25年度が76人で、平成26年度予定が85人となっております。

それで、あと、学童におきましての指導員の資格ですが、葛城市としましては保育士、小学校の教諭の資格のある方、幼稚園教諭の資格、3つの資格のいずれかをお持ちの方で対応

させていただいております。

学童保育につきましては、労働などの事情により保護者が昼間家庭にいない小学生低学年、児童等に対して、授業の終了後または長期休み中に保護者にかわって指導員が適切な遊び及び生活の場を与え、宿題とかおやつを食べたり遊びなどをして、仕事を終えた保護者が帰宅するまでの時間を過ごし、その健全な育成を図ることを目的としたのが学童保育ということになっておりますので、3つの資格いずれかある方ということで対応させていただいております。

あとは、夏休みの対応ですが、平日におきましては放課後から6時半までという形で受けさせていただいていまして、土曜日と長期休みに関しましては朝の8時半から6時半までという形で受けております。夏休みも同じく8時半から6時半までということで、受けさせていただいております。

学童保育が5カ所あるんですが、今おっしゃられたとおり、新庄北に関しましては小学校の空き教室で今のところ対応させていただいております。なるべく安全なという形で、整備の方もできませんが、それなりに、もし体調が悪くなった方に関しましても、今、常時部屋に一角を設けさせていただいて、緊急を要する場合はそこで子どもを安静な形で受け入れするという形で受けさせていただいております。

以上です。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。

今現在、後で出てくると思うんですけど、小学校の教室増設ということに伴って、新庄北小学校はこれからも学童保育についてはふえていこうという予想がやはり出てくると思うんですけども、私は特にここで一番問題にするところは、学童保育の本来の意味、子どもが学校で1日給食を食べて生活をして帰って、帰ってきたら、家だったらそこでちょっとスイッチが変わるわけです。その休息も含めた、ちょっと心のゆとりみたいなものを持つ意味での、そういった環境の中に、家庭は、私も前に一般質問で言わせていただきましたように、おやつという、補食を入れるということに入っていくわけなんですけれども、先生に直接いろいろ聞かせていただきましたら、そこでは厳しい指導をするのではなく、ゆったりとした休息をとる、あまり過激な課題も、そういったものも与えない、宿題をするという流れには持って行ってくださっているようですので、きっちりと生活習慣としてはそんなに乱れることなく、休息としなければならないこと、それをバランスよく保っていただいて、その中におやつを入れていただいているという、そういう場所であると思うんです。家の方で置きかえたら、「ただいま」と帰ったら何か食べたい、飲み物1つでも飲んでちょっと一服して、そして宿題をして、そしてまた遊ぶといったそういう流れを、この学童保育というものは、その課題の中には入れていけないと思うんです。

ただ、今、集団生活している中で休息をとるという部分では、北小学校のところにある学童保育は、非常に狭い状況の中で、ちょっと布団をひいて休ませるというスペースがない中で、ちょっとつらいのではないかなというふうに思ったわけでございますけれども、今回、

小学校の方のクラスの増設に伴って、そういった増設に伴うのにその環境がどの程度よくなるのかというのは、今後そういった部分に着目していただきたいなというふうに思うんです。

もちろんこの中で、人件費、人数1人当たりに対して先生方が対応していける人数にぎりぎりの、臨時でいろいろな経験を持っておられる保育士や学校の先生の免許を持っていらっしゃる方、幼稚園の免許を持っていらっしゃる方で対応していただいているわけなんです。非常にやりとりというのは、何も問題はないなというふうに思わせていただいたんですけれども、環境整備という部分、バランスとしては環境整備も踏まえて、人のかかわりも保育の中にはありますので、ぜひ将来的に、北小学校については、新しくつくられた新庄や忍海に比べると非常に辛いものがあるなというふうに思いましたので、今後どういう方向で考えていらっしゃるかというところ辺も含めて、お伺いをしたいと思います。

朝岡委員長 市長。

山下市長 川村委員の質問にお答えさせていただきます。

平成26年度新庄北小学校の増築の予算を盛り込ませていただいております。まだ具体的な中身については、ある程度は、教室をどのくらいふやすかとかいう話はやっておりますけれども、具体的にどうしていくのかというはまだこれから設計に入っております。ただ、川村委員おっしゃっているように、新庄北以外の学童なり放課後に子どもさんをお預かりをする施設につきましては、ほとんど整備ができておるところでございまして、新庄北だけがそのような場所が、あるのはあるけれどもあまり充実をしていないという実態がございまして、教育委員会ともよく相談をしまして、必ずこういう形でできるということはお答えはできませんけれども、できるだけ他と比較をしてどういう形で整備ができるのか、一度相談をして考えてみたいというふうに思います。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

少子化対策、これからのお母さんたち、お父さんたちもそうですけども、仕事を思いっきりやっていたきながら、また逆に負担していただく部分、今、学童保育料が2,000円という非常に安価な設定です。確かにおやつという部分では、おやつ代が500円ずつ徴収ということ、先日一般質問の中でも答弁していただきましたけれども、500円のおやつの中でその割合から見て1日10円、20円みたいな、そういう補食とするべきではないという、そういう点からと、そのおやつ代のために、職員がおやつ代の精算をする業務をするようございしますが、1人1人きょう来た人、来なかった人でおやつ代の代金の精算をするというような、そういった業務に保育者が時間をとられるというような、本当に意味のあるような仕事の内容なのかということには、ちょっと疑問があるわけですが、保育料としても、保育所のように保育料として一旦少し値上げをするなりしていただいてもいいかなと思うんですが、それでもって、そこに1カ月お預かりした方のそういった賄い費というのを一貫して1つとして捉えて、そういう保育の仕方ということも将来考えていただいて、これは本当にこれからの非常に大きな課題だと思いますので。

学童保育、昔はお母さんが来るまで預かっというわというようにことだったと思いますが、この長い長期の夏休みなんかには、やはり塀の中で閉じ込めておいていいというような問題ではないと思います。特に、市民のボランティア支援とかも含めて、よい環境を整えてあげる、子どもがまた学校とは違う環境に充実した豊かな思いで暮らしていけるような、そういった整備というのをぜひやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 他に質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 民生費についてお伺いをしてまいりたい、そのように思います。

社会福祉総務費の50ページ、13節の委託料の社会福祉法人監査業務委託料が103万7,000円が計上されております。権限委譲によるもので、これは新年度から、平成26年度からというふうに思いますが、その業務の内容と監査の内容を、これらを業務委託する法人なり団体というのはどういうところになるのかを、お伺いをまずしておきたい、このように思います。

それから、51ページの4款の障害者福祉費であります。7節の賃金16万5,000円、臨時雇用賃金ということでもありますけれども、この賃金においてなされる職務、その内容についてお伺いをしておきたいと思います。

それから、同じく障害者福祉費の12節の役務費の成年後見制度利用支援事業手数料として63万円が計上されております。高齢社会にもう既に突入をして、とりわけ高齢者のひとり暮らし等々がふえて、利用がふえてきているのかなと思いますけれども、この場合は障がい者ということでもありますけれども、その障がい者において権限の利用の状況、新年度の見込みについてお伺いをしておきたい、このように思います。

以上3点まずお願いします。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、社会福祉法人監査業務委託料でございます。これにつきましては、平成25年度より県から市への権限委譲によって、新たに監査業務となり、平成25年度は2カ所の監査をさせていただいております。また、平成26年度は新規1カ所、継続6カ所、計7カ所の実施予定ではございますけれども、監査につきましては大変専門性があり、またスムーズに実施するために一部を委託させていただきたいところでございます。

また、毎年障がい者サービスの受給者増、また生活保護の人員増もあることによって、人員もなかなかふえないところでありまして、こういったところによってこの業務委託をお願いしております。

次に、障害福祉の賃金の方でございます。これにつきましては、障害者自立支援サービス内の地域生活支援事業、これにつきましては国庫、県費の負担がありますけれども、サービスの追加ということで、意思疎通支援、手話などを行う方の派遣として市役所窓口に配置を予定させていただいております。これにつきましては、10月ごろから1週間で半日ずつ両庁舎に配置を予定しております。

次に、成年後見制度利用支援事業の手数料でございます。これにつきましては、障がい者の方に対して申し立てをする親族の方、2親等以内の方ですけれども、いない場合に市長がかかって家裁に申し立てるための経費でございます。また、支払い能力がある場合にはその方に対しても求償できるという制度でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 委託先の法人とかは。言ってない。どうぞ。

西川社会福祉課長 済みません。監査の委託先でございますけれども、これにつきましては会計士事務所などを検討しておりますところでございます。

朝岡委員長 平成25年度もあったのか。

白石委員 平成25年度もやったんでしょう。

朝岡委員長 平成25年度もあったんです。どうぞ。

西川社会福祉課長 西川でございます。

平成25年度につきましては2件だけございました。これにつきましては、職員で対応させていただいておりますけれども、平成26年度は7件ございます。これについては、大変業務量も多いわけでございますので、先ほど言いましたように委託料を組ませていただいておりますところでございます。

朝岡委員長 あと、この成年後見人の利用状況、それから平成26年度の見込みですね。どうぞ。

西川社会福祉課長 済みません。西川でございます。

この内容につきましては、登記手数料4,000円、収入印紙1万円、鑑定料10万円、診断書料1万2,000円ということで、12万6,000円、これを5人分、63万円を組ませていただいております。

実績の方は、今のところございません。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 まず、社会福祉法人の監査業務の委託料であります。ご説明のように、平成25年度より監査業務が県から権限委譲されたという形で、平成25年度については2件あり職員が対応したという、これは当然のことだというふうに思うんです。ところが、平成26年度はあわせて7カ所、特養、老健、保育所、7カ所、これは名前は特定しないでいいですから、どういう施設があるのかというのを、保育所何カ所、特養何カ所、老健何カ所、そういうふうにお答えいただきたいと思います。

委託料という形で会計士等の法人に委託をしていくということでしょうけれども、これでは全く権限移譲された値打ちがないな、こういうふうに思うわけです。この費用は、財源の内訳はまだ見てないんですけれども、どの程度県の方が見ていただいているのかというのを教えていただきたい、このように思います。

確かに2つ程度の監査であれば職員でもできるけれども、6つ7つとなればできないということになる。これは1年に1回ですか。何年に1回ですか。それはまたお答えいただいたらいいと思うんですけれども、やはり職員の人件費以外にこういう費用がかかってくるわけがあります。私は少ない職員で対応するというのはなかなか大変なことだと思いつつ、権限委

譲について積極的に捉え、またこういう施設が行っている事務事業の内容について、市がみずから監査することによって、その事業の内容あるいはその事業の適正、適法な執行を確認すべきではないのかというふうに思いますが、どうでしょうか。

さらに、障害者福祉費の臨時雇用賃金16万5,000円、これは手話通訳に対する雇用賃金ということになるのでしょうか。ちょっと気になりましたけれども、合併10年の記念の事業の中で、40ページの企画費の中の報償費の中に、合併10周年記念式典手話通訳者謝礼ということで、2万3,000円という形である。これは1回のことですから、謝礼という形になりますけれども、週に1回半日やるとなれば、謝礼ということではなくて、臨時雇用賃金という形で支出をするということになっているわけでありましてけれども、この間確かに手話通訳というのはいろいろな催し物に対して、ボランティアの方々の方が協力していただいてやってきたという経過があるわけでありましてけれども、どのようないきさつによって臨時雇用賃金という形で実施されることになったか、これはもうサービスの向上というものは評価をできるものでありましてけれども、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、成年後見人制度の問題でありますけれども、平成25年度では実績なしなんです。しかし、63万円という形で、手数料という形で計上されているということは、今後はそういう手続をとられる事態が生じてくるということを見越してのことだというふうに思われます。どういう事例を見てこの予算編成をされているのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、社会福祉法人監査業務の施設でございますけれども、特別養護施設関係が2カ所、障がい者施設が2カ所、保育所が3カ所ということになっております。

また、財源に対しては単独ではございます。これらにつきましては、ほかの市町村、職員とか、また委託という方法で対応されているようでございます。

また、通常は2年に1回監査業務を行っております。

それと、手話通訳の方でございますけれども、これにつきましてはのいきさつでございます。平成25年6月に障害者差別解消法が公布され、その中で社会的障害の除去の実施について必要かつ合理的な配慮が必要だといったことで、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合について、個々の状況に応じてこの手話の方と相談させていただくということになっております。また、これに対する国の補助というのが2分の1、県が4分の1でございます。

次に、この成年後見人、今現在の状況でございますけれども、2人ほどご相談があるといったところでございます。

以上です。

白石委員 業務委託の方は何もないのか。県から。

西川社会福祉課長 はい。

朝岡委員長 なしやね。課長。

西川社会福祉課長 監査の方につきましては、補助はございません。

以上です。

白石委員 医療法人は対象にならへんのやね。

朝岡委員長 どうぞ。

西川社会福祉課長 西川でございます。

今のは社会福祉法人であって、医療法人は対象とはなっておりません。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 社会福祉法人の監査業務について、お答えをいただきました。

老健施設は医療法人の経営という形で、監査の対象にならないということです。しかし、それぞれ葛城市の国費を初め市費、公費が投入されて運営をされている、こういう施設の監査であります。それが、権限移譲されたわけでありませけれども、実態として、小さな市町村においては能力以上のことをせざるを得ないということになっているという点は、これはそういう条件が整っていないにもかかわらずそういうことが行われているというのは、非常にわかりにくい、理解しがたいことであるわけで、この点は権限移譲の際に議論をされて結論に至ったという点は、つぶさに調査しなければならない、こういうふうに思います。

実際にこれを職員でやれば基本的には委託料は要らないわけでしょう。これだけの費用が市民の皆さんの税金によって行われるということになるわけで、しかし、今までは県費においてやられていたわけですから、そういうことからしたら、単なる権限移譲ではなくて、費用の問題については県は当然考えるべきであるというふうに私は思うわけで、この点については今後、地元選出の議員もいますし我が党の議員もいますので、どういういきさつでこういうことになったか、どうして財源の手当てがなされなかったのか、これは調査をしたいというふうに思います。

この程度にしておきます。しかし、できるだけ市がやるべきだということを申し添えておきたいと申します。

それから、臨時雇用賃金16万5,000円、もちろん私は基本的にはそういう考え方ではなくて、これは公務であるわけですから、当然守秘義務も課せられるわけですから、こういう形態になるのかな、最悪こういうことにならぬかなと思ったわけです。もちろんボランティアではこれはいろいろな催し物で行うというふうなわけで、個人情報にかかわるいろいろなことが、その事務があるわけで、これはこれとして、国・県の補助もあってやるわけで、こういうことは、実施される中で住民のニーズに合致しているのかどうかということです。検討して、充実すべきであれば充実するしていく必要がある、こういうふうに思います。

成年後見人制度については、答弁としてはなかなかわかりにくかった。現下自身はこれから、これまで実績はなかったけれども、ふえてくるということを見越して、こういう計上をされているんだということだと理解をしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 他に質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 私の方は2点ございます。

まず、1点目ですけれども、55ページのいきいきセンター管理運営費。これは複数の施設に関係ございます。14節AED賃借料でございます。同じく56ページ14節、同じ。公共のたくさん人が集まるところに置く自動体外式除細動器、そういう緊急を要するときに使う医療器具というふうに認識をしておりますけれども、これは賃借料、要するにリースになるんですかね。公共施設は大変多うございますし、複数のリースをされておるんですけれども、これの、買うとどのぐらい、借りるとどのぐらいとかというのは、その辺のところの比較対象がわかりましたらお教えいただきたい。これも、部署がまたがりますので総数はなかなか把握しにくいと思いますけれども、よろしく願います。

もう1点です。66ページ、2款13節委託料、これは本日お見えでございます内野議員が非常に一般質問の方でご質問されておまして、子宮頸がん予防接種委託料3,318万円2,000円、先にお聞きしたときに、私、聞き間違っていたら訂正していただいたら結構かと思うんですが、予防ワクチン、小学1年生から高校1年生、そういう方を対象にワクチン、そういうことかなと思うんですけど、非常に受診というか利用される方が少ない。いろいろ副作用があつてということもお聞きをしまして、その辺のところをもう少しわかりやすくご説明いただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 安川総務課長。

安川総務財政課長 総務財務課の安川でございます。よろしくお願いいたします。

AEDの関係についてでございますが、平成24年度から各施設、当時は約20台近くございまして、その中では形態的にリース及び寄附また購入と、それぞれ分かれておったものでございます。その後、学校等の購入等も検討される中で、あわせて一括リースの形態で試算していただいたら、経費が年間当たり3万5,000円程度に下がるということで、平成24年度からそういうように切りかえさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 どうぞ。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど増田委員からの子宮頸がんについてのご質問でございます。子宮頸がんの予防接種につきましては、平成23年2月から始めております。当初は子宮頸がん等予防接種委託料、今現在も子宮頸がん等、その中に子宮頸がんの予防接種とヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン、3種類のワクチンの接種で、あわせて子宮頸がん等予防接種委託料という形になっております。

その中の子宮頸がん予防接種につきましてはですが、今現在対象者は、国が示しておるのが小学校6年生から高校1年生が対象となっております。今現在、子宮頸がん等全国的にやっておるんですけれども、平成25年6月、予防接種審議会副反応部会学識者等におきまして、子宮頸がんの予防接種をされた方につきましては、いろいろな副作用、痛みが出たりとかちょっと失神するとかというような形の副反応が出ておるので、今現在は積極的な勧奨をしてはな

りませんということで国が通達しております。それで、今現在につきましては、対象者について6.8%、59人の接種者、今現在、1月末現在の接種者人数でございます。

勸奨通知につきましては、また国の通知があり次第積極的な勸奨を、中学校1年生を積極的に勸奨するというようになっておりますので、通知があり次第積極的な勸奨をやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 市長。

山下市長 AEDについてのご質問でございますけれども、これははじめ市が買っておったものと、いろいろな企業からご寄贈いただいておったもの、会社が違ったりしてご寄贈いただいたもの、またリースで持っておったもの、これも市長部局で持っておるものとか教育委員会で持っておったものとか、皆それぞれ分かれておりました。それをどういう形で管理をすれば安く済むのかということを経済課の方に検討させて、試算をさせました。ここで私も知らなかったんですけども、AEDの場合はバッテリーがついております。このバッテリーが5年間、5、6年でバッテリーの交換をしなければならないということと、あそこに、心臓等に当てるこのパッド、このパッドも2年に1回、これも劣化をしてかえなければならないというものがありますから、自分のところで持っておたらしょっちゅうこれを買いかえなといけないという問題が出てまいりますので、それならば全部をリースにして一括管理をして、何年に1度それをかえていくということを経済課の方で財産の管理をして、全部リースにかえていけば、より安く効率的にこれを管理ができるだろうということで、全体をこちらの方に引き取ってさせていただいているという形になっておることでございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 企業が、私も知っている企業が寄附をされたというのが記憶にございますけれども、寄贈された企業としては非常に気の毒な気がするんですけども、その寄贈品はお返しされたということですか。

維持管理費がかさむということで、リース方式をとられた、こういうことでございますね。わかりました。

ほかにそういう機材等、同じような方法でされておるものがございましたら、またご紹介いただけたらありがたいと思います。

それから、子宮頸がんでございます。先日本お聞きしたとおり6.8%の接種。もう少しお聞きしたいんですけども、どのぐらいの予算を組まれて6.8%、残り、100%の財源を確保されているのかということをお聞きしたいというのが1つです。

もう一つは、当然、たとえば言うと予防注射を打つ。単純な話ですよ。私は注射が大嫌い。痛いから注射を拒む。こういう理由で将来、これは多分私、重要なワクチンであるがゆえに、中学1年生から高校1年生までの間でいい時期にワクチンをして、将来大人になったときにそういう予防のできる重要な、少々痛くても少々かゆくてもやるべきワクチンなんだ。いやもうこれはちょっとおまじないみたいなもんじゃというのか。これは多分、副作用以上の効

果、必要性があると思うんですけども、その辺のところはいかがでございますか。

朝岡委員長 どうぞ、水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

子宮頸がんワクチンの接種についての今回の、平成26年度の予算ではございますが、中学校1年生を主にして3回接種が必要になってきます。183人の3回接種の約50%の接種率で約450万円ほど、子宮頸がん接種に予算を計上させていただいております。

それと、副作用についてなんですけども、審議会が平成25年6月に積極的勧奨はしてはならないという形で言われております。しかし、その中で今まで予防接種審議会と副反応部会、また学識経験者と毎月何回か、どういうふうにやっていこうかという会合をさなれて、まだ結果が出てないのが現状でございます。接種につきましては積極的勧奨はしないけれども、接種者、保護者等、接種する本人、また医師との間で話しをしながら、こういうふうな副反応がありますということで納得して打っていただいているのが現状でございます。

以上です。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 AEDの機器以外にいろいろと備品管理ができていものがあるのかということでございます。車等いろいろと集中的に管理をしていこうとか、今話しをしておるところでございますし、またいろいろな企業に相談を持ちかけて事務機器の一括管理をどうしていけばいいのかということ、平成26年度から取り組んでいこうという話しもしておるところでございます。行政、たくさんの備品を管理をしておるものでございますし、また縦割りになっておるところでございますので効率が悪いということもございます。そのあたりを横断的に管理ができるようにしてまいりたいというふうに思っております。

それと、子宮頸がんワクチンにつきましては、これが唯一予防接種によって防ぐ可能性の高いワクチンである。これが唯一の予防接種であるということでございますけれども、ただ、副作用、副反応等、その因果関係が関係ないとは言いきれないということが出ております。そこで、いろいろな自治体等も積極的に打つという形にはなっていない。しばらく学会等の推移、国からの指示等を待っておるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 国の方の委員会でいろいろと必要性の議論と副作用の議論と両方されていると、こういうふうにご理解をさせていただきました。

私は、それを1つに丸めてしても、副作用だけが前に出ておるような気がして仕方がないんですけども、受診者、対象者に対しては必要性効果というものの周知と副作用に対する周知、この両面でしっかりとがんの予防ワクチンという認識を父兄にも本人にもしていただくことで、6.8%が私は上がるべきやと思っているんですけども、していただくありがたい。国の人に私、言う立場ではないですけども、行政等、理事者の方々もそういう認識で、このことについてはもう少し、国の動向も見ながらとはいうものの、向上にいろいろとご努力いただけたらありがたいなと思います。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

朝岡委員長 先ほどの答弁で、3.5万円の減というのはAEDの全体でということですか。さっき安川課長が言うてはりましたな。

課長、どうぞ。

安川総務財政課長 総務財務課の安川です。

先ほど申し上げましたのは、AEDのリースに係る費用で、予算額上3万5,000円ということでございます。

朝岡委員長 予算上ね。増田委員、それでよろしいですか。

増田委員 結構です。

朝岡委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉武委員。

吉武委員 54ページの、53ページから続きの老人福祉費の19節負担金補助及び交付金の中のシルバー人材センター運営補助金が、平成25年度は750万円、平成26年度は910万円ということで増額されたその理由、中身を教えていただければと思います。

2つ目。その下の扶助費で、敬老年金があるんですけども、これは85歳以上の方が5,000円受け取れるというありがたい制度だと思うんですけども、現在の受け取られている方の人数を教えてくださいのと、あと、こういった制度はほかの、奈良県内とかほかでやられている自治体があるのか、把握していれば教えてくださいのと、あと、3つ目。

58ページの、57ページから続きの児童福祉総務費の中の20節扶助費の今年から中学までの医療費が免除になるという小児医療費扶助なんですけれども、平成25年の予算だったら中学生までではない予算と、平成26年度の中学生までを含んだものの対象人数の比較とこの額の計画の算定の理由、あと、これも近隣の自治体でされているところがあるのかどうか、把握されていたら教えてくださいとお願いします。

以上です。

朝岡委員長 課長。門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく願いいたします。

吉武委員のご質問にお答えいたします。

まず、シルバー人材センターの運営補助金でございますが、前年度と比べまして160万円ふえております。この増額分につきましては、全国シルバー人材センター事業協会が、就業機会拡大と会員拡大を強力に推進する新たな内容として国に予算要求しておりまして、これが予算成立しますと補助金が増額となりまして、それに対応するものでございます。

それから2点目の敬老年金でございますが、平成25年度現在、3カ月に1回の支給でございまして、現在3回目の支給が12月に終わったところでございます。この時点での対象者は999名でございます。

それから、近隣の市町村等でこれに見合う制度があるかということですが、奈良県下で1自治体もありません。

以上です。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま、吉武委員が質問されたことについてお答えしたいと思います。

まず、昨年まで小学生までを対象とした小児医療費助成制度を行ってまいりました。それによります人数的なことなんですけれども、まず、平成25年度までは内容としまして保険診療に係る全ての入院に係る医療費、そして通院につきましては歯科外来に限ってのもので、小学校修了時までを対象としてまいりました。その人数は、平成24年度の決算で言いますと2,008人になります。

それを、平成26年度4月1日より対象者を中学校修了時までとしまして、入院につきましては従前と同じ全て、そして通院につきましても保険診療に係る全ての医療費を対象として実施することの予算を計上しております。その人数につきましては、見込んでおりますのが、小学生2,045人、中学生1,010人の3,055人になっております。

金額的なことは、予算額で言いますと昨年が600万円の金額になってまいりました。そして、今年をあわせまして4,000万円の予算となっております。内訳として、小学生までが2,938万8,000円、中学生までが1,061万2,000円の計算をしております。この算定をいたしました方法なんですけれども、平成25年4月1日時点での小学1年生から中学校3年生までの児童生徒に係る、国保のレセプトの点数をもとに医療費を算出してまいりました。国保だけですので、全体の割合としまして、国保の割合を22.26%、それと社会保険の割合を77.74%と考えまして、国保の医療費の4.49倍を対象としてこの扶助費を計算したものでございます。それに対して、初めての年度でございまして、過去のいろいろな福祉医療費制度の決算等を見ますと、その年よっての増減等ある状況ですので、全体の約88%、4,000万円という形で計上しております。

そして、他の市町村の状況なんですけれども、入院、通院を全て行っている、市の中ではございませんが、町村の中ではそういうところもございまして、入院につきましては、中学校卒業まで対象として実施している市はある状況でございまして。

以上です。

朝岡委員長 吉武委員。

吉武委員 ご答弁いただきまして、シルバー人材センターの増額の理由も理解することができました。ありがとうございました。敬老年金も説明していただき、ありがとうございます。小児医療についても詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。

敬老年金、ほかでやっているところはない、小児医療も市でいえば入通院全て中学校までやっているところ、免除しているところはないというところで、これはもちろん高齢者の方がいらっしゃる世帯にとっても、子育て世代の方、子育てしていらっしゃる世帯にとっても、とてもありがたい制度だと思います。ほかにも葛城市で、先ほど川村委員がおっしゃった学童が安いとか水道代が安いとか、さまざま、葛城市すごくいい制度やいいところがあるので、せっかくこういうふうに予算を割いてやっていらっしゃるものだと思うので、市長のトップセールスしかり、市外にどんどんそういったことを積極的にアピールしていただい

て人口増等々に、やっぱりせつかくお金をつかっていることなので、つなげていっていただければと思います。

以上です。

朝岡委員長 他に質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き、民生費についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

障害者福祉費についてであります。20節の扶助費が6億4,998万8,000円という形で計上されておりますが、介護給付費あるいは訓練等給付費、さらに障害者障害児通所給付費などの福祉サービス給付費のサービスにおける利用者の負担の割合について、お伺いをしたい。福祉サービス給付費だけでなく、自立支援医療費あるいは身体障がい者の補装具に対する給付費等についても、それぞれ利用の負担の割合をお伺いをしていきたい。それと、訓練等給付費1億5,573万3,000円の内訳をお伺いをおきたい、このように思います。

それから、老人福祉の方に入ります。老人福祉費の13節委託料の緊急通報装置保守点検委託料、あるいは14節の使用料及び賃借料、緊急通報システム使用料、それぞれ計上をされておりますが、平成25年度の実績に伴って計上されていると思いますが、その利用の状況を、また平成26年度の見込みについて、具体的数字においてご説明をいただきたい、このように思います。

もう1点いきましょうか。そしたら、55ページの7款福祉推進費に行きます。11節の授与費、修繕料を2,700万円が計上されております。この修繕料の内容についてお伺いをおきたい、このように思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、介護給付費のサービス負担分でございます。まず総支払額というのが、2月末現在ではございますけれども3億5,533万3,997円、これに対して自己負担額が203万9,777円ということで、自己負担額、本来でしたら1割ということでございますけれども、非課税世帯については負担ゼロということで、合計これに対する割合0.57%となっております。自己負担の割合が、0.57%となっております。

また、補装具の自己負担割合でございます。これにつきましては、請求全額が809万5,570円、これに対して利用者負担額24万5,030円でございます。自己負担額につきましては同じく本来1割でございますけれども、非課税世帯についてゼロの減額となりますので、3.03%ということになっております。

次に、お尋ねのあった訓練等給付費でございます。

白石委員 医療費は。

西川社会福祉課長 自立支援医療費につきまして厚生医療、また育成医療につきましては自己負担500円となっております。

次に、訓練等給付費の種類でございます。これにつきましては、共同生活援助、グループホームやまた自立訓練また就労移行支援、また継続支援A型、就労継続支援B型ということ

になっております。

白石委員 人数と金額をお願いします。

西川社会福祉課長 まず共同生活援助、グループホームでございますけれども、2月1日現在利用者8人、利用件数96件、経費が418万7,000円となっております。

次に、自立訓練につきましては、利用者3人、利用件数38件、経費が320万5,000円となっております。

また就労移行支援でございますけれども、利用人数は5人、58件の経費が1,016万5,000となっております。就労継続支援A型でございますけれども、利用者数3名、また利用件数37件、経費が396万2,000となっております。

次に、就労継続支援B型でございますけれども、これにつきましては利用者数51名、利用件数613件、経費が7,042万7,000円となっております。

次に、福祉推進費の修繕費でございます。今年度につきましては2,700万円をお願いしております。内容につきましては、主なものとしまして中央制御監視盤1,649万2,000円でございます。これの内容につきましては、開所以来もう既に19年近く利用されておりました中央監視盤が、部品の保守期間15年でございます。また、こういった場合に故障が発生した場合、電気系統が全く機能しなくなり、また機器の交換も長期間必要となり、施設運用ができなくなるといったところで、ほかの庁舎につきましては15年交換されいるところもございまして、ゆうあいステーションの方、19年弱ほど過ぎておりますので交換のお願いをしております。

またほかに、吸収熱冷温水器2号操作盤取りかえ修繕工事でございます。これにつきましては363万5000円。施設内の冷暖房温水器2基のうちの1基でございます。1基につきましては、既にもう交換がされておりますけれども、もう1基についてはまだ交換しておりません。また、使用年数は18年間と交換部品もありませんので、これにつきましては要望させていただいております。

また、同じくこれの吸収式冷温水器の真空対策修繕工事といいまして、ボイラーでございます。これにつきましてはオーバーホール、いわゆる機器製品を部品単位まで分解掃除し、再度組み立てて性能を戻したり近づけたりする作業でございますけれども、2基、ボイラー装置を開所以来1度も行っておりません。そういった意味におきまして、オーバーホールを点検業者の方から再々指摘を受けておりますので、310万8,000円を要望させていただいております。

ほかに、小プール、風呂の土台入れかえとして133万3,000円、また、風呂の換気扇取りかえ工事、これの2基あるうちの1基がもう交換しておりますけれども、もう1基、これについては現在異常音がしておるために、17万3,000円といったところで要望させていただいております。

もう1点、デイサービスシステムの給湯枝配管改修工事で、現在介護事業所の天井温水給水管の方から水漏れがしております。これの配管につきましては、銅管のために摩耗によると思われる、一部修理をしたところで、ほかからもまた水漏れが発生すると考えられます。これに

よって264万6,000円ということで、2,700万円の要望をさせていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく願いいたします。

緊急通報の関係でございますが、現在緊急通報の事業でございますが、この一般会計での事業と、それと介護保険事業の中での緊急通報体制整備事業の2本立てになっております。この老人福祉費の方で見えておりますのは、従来の緊急通報の装置の対応事業ということでございまして、これに係る平成26年度予算が446万3,000円、前年度と比較しまして56万3,000円の減となっております。その内訳といたしましては、ゆうあいステーションと消防署にある親機の通信費、これが10万2,000円。それから親機と子機の買い取り分のシステムの補修点検委託料ということで295万2,000円。それから親機のリース料、これが平成28年3月末で満期になるわけなんですけれども、このリース料が140万9,000円、合計446万3,000円の計上となっております。

平成26年度中に保守切れになる子機が39台ございまして、この子機につきましても随時新システムの方に移行する予定でございます。

それと、2月13日現在、この緊急通報の設置台数は両方あわせまして209台でございます。新システムの方の設置台数は現在34台でございます。

この間の新規の設置台数は12台ということになっております。

以上です。

白石委員 新規は、新しいのはあれやな。

門口長寿福祉課長 新システムの方でつけさせていただいております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ西川課長、門口課長のご答弁をいただきました。

福祉サービスに対する利用料の負担割合が203万円、0.57%、これは通常10%、1割の負担でありますけれども、非課税世帯はゼロであるということ、いわゆる減免制度が適応されていることで、こういう状況になっている。補装具については3.03%。自立支援医療費については一律に500円の負担があると言われておる。

ご承知のように、施設措置制度が実施されていたときは、ほとんどの方が負担はゼロでありました。それが、自立支援法という法律ができてから、応益割という形で1割の負担が導入された。障がいの重い人ほど、当然福祉サービス、医療サービスを受けなければならないですから負担が重くなるという、そういう制度に変わってきた。このことによって、本来負担がないものが203万円、あるいは補装具の24万円、医療においても500円、こういう負担が導入された。ご承知のように、障がい者の年金というのは、2級であれば国民年金の満額程度、1級であれば8万円程度ということであります。これらの方々は多分ほとんどです。減免制度が適用されているというふうに思いますけれども、ただ、本人の収入だけではなくて、

世帯の収入も含めて勘案されるわけでありますから、この負担がやはり出てきているわけ
あります。

応益負担の導入そのものが憲法違反だということで、訴訟原告団をつくって、この間裁判
をしてまいりましたけれども、政府との和解交渉の中で、応益負担はやめていこう、そうい
う10項目の合意をして裁判を終結をした、そういう経緯があるわけであります。ところが、
民主党政権も選挙公約の中で自立支援法は廃止すると言われたにもかかわらず、そのまま応
益負担を温存し、さらに自民政権も現状応益負担をそのまま残しているということによっ
て、大きな負担が課せられている、こういう状況になっているわけであります。それにつ
いては、この間の議論の中でいろいろお話しをしましたのでこれ以上言いませんけれども、本
市の中にふれあい作業所あるいはゆうあいステーションのデイサービス等があります。それ
ぞれふれあいでは3人の方が就労支援、継続のAの事業、ゆうあいについては任意です。3
人、51人という形で、利用している。何とか経営が成り立っているというふうな状況では
ないのかというふうに思うわけであります。

ふれあいについては平成25年度の当初予算では5人が計上されていましたが、平成
26年で3人になっているんですね。そういう状況であるというふうに思います。

それから、緊急通報装置については、今課長がご答弁されたとおりであります。ここに計
上されているのは旧来の装置であって、これからは新システムに移行していくという状況に
ありますが、新システムそのものの普及が求められているわけでありますけれども、その新
システムと旧システムとの、利用者の意向が当然あるわけで、新システムにぜひともとい
うわけにいきませんが、やはり新システムを広げることがよりベターではないのかとい
うふうには私は思っていますが、この点、現下は旧来のシステムを使っている方々に対してど
のような働きかけをされているかお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。

緊急通報の新システムへの移行についてなんですけれども、原則としてそれぞれの子機が
保守切れを起こします。その時点で、無条件に新システムの方に移行ということで考えてお
ります。ただ、その保守切れを待たず新システムの方に移行したいというようなことで希望
された場合は、そのような方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 そういうことは、保守切れはこれは当然これは対応せざるを得ないわけで、当然のことだ
と思っておりますけれども、保守切れ前の利用者に対しては、新システムのメリットを大いにお知
らせをして、早く切りかえるように働きかけていただきたい、こういうふうに思います。

どうでしょうか、1回切りましょうか。

朝岡委員長 はい。ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

岡本副委員長 ページ数58ページ、保育所費、この中で新たに報償費、嘱託員の報酬12人と出てきた

あるわけで、先ほど部長から話があったように、3年勤務したら嘱託に変えると、こういうことで12人になっているのかということと、それからこのパート、臨時職員、昨年と若干減っているわけやけども、実際は職員がふえてることとか、それとも園児がえろうふえて職員が足らんということになったあるわけ、それに伴うて、それはそこで需用費の賄い材料費、500万円ほどふえとるとということやから、おのおの、例えば3歳未満の金額、以上の金額、先生とに分かれとると思うわけやけど、おのおの人数を教えてくださいのと、先ほど収納のところで保育料の収納を聞かせてもうたわけやけど、これ57件と聞いとるわけやけど、実際にここで公金取扱手数料というのがあるわけやけど、この件数、それから今現在保育料の滞納額、幾らあるのか、それだけを聞かせてほしいと思います。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いします。

まず、保育所の賃金のことですが、報酬の方ですが、まず嘱託員に関しまして12名出てますが、11人が保育士としての嘱託員で1名が栄養士になっております。

保育士に関しましても、保育を支える保育士の安定した雇用確保を図るために、3年以上で勤務良好な保育士という形で11名させていただいております。

入所者は、今年度で磐城第一保育所に関しましては66人の園児の入所を予定しております。それにつきましては、保育士が15人必要となりまして、正職員が4人、嘱託員3人、非常勤職員アルバイトが7人を予定しております。磐城第二保育所に関しましては、205人の園児の入所を予定しておりまして、保育士が34人必要になってきます。正職員10人、嘱託員5人、非常勤職員アルバイトが19人。あと、當麻第一保育所に関しましては67人の園児の入所を予定しておりまして、保育士が9人必要になってきてまして、そのうち正職員が4名、嘱託員3人、非常勤職員アルバイトが3人となっております。平成25年度では正職員以外でアルバイトは34人ということですが、平成26年度に関しましては40人必要となってきますので、嘱託員11人とアルバイト29名となっております。

給食材料費に関しましては、やはり人数がふえるということで、3歳児以上が226円、これは消費税入れてまして、210人をしますので1,158万240円。3歳児未満が単価267円ということで、150人分見積もっております。977万2,200円。あと、職員それからアルバイト、調理員、栄養士とかで事務職も入れまして計77人ということで、424万6,088円の要求をさせていただいております。

コンビニ収納に関しましては70人分を見ております。12カ月分、単価61円ということで5万5,339円となっております。

朝岡委員長 滞納を言うてはりません。

岡 子育て福祉課長 平成25年10月時点で609万2,500円となっております。人数にしまして38人分ということです。

以上です。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 いろいろ説明して、人数ふえとるとということで、あんまり早くて書かれへんけども、

去年の職員からいうたら、結局は職員13人ふえとるということやねんな。去年の給食の聞いた人数から見てたら、賄い費見てたら。子どももふえとるけども。

結局、公立の保育所というのは、待遇ええと言うたらいつも怒られてんねけども、民間から比べたらかなり待遇はええということは事実やな。金額面やなしに、人数的に。あまり言われへんで。あまり言うたら、基準があるから違反ですと、こうなるわけやよつてに、あまり言われへん。だけど、公立の保育所というのは基準どおりになつとるから、その辺が。何もあかんと言うとんのと違うねんで。それはえええわけやけども、そこらはある程度経費の面から見ていったら、わしの言いたいのは、何でもかんでも儉約せいというのではないけれども、ある程度儉約できるところは儉約してやってもらったらありがたいなということだけ。それだけ、特にお願ひしたいと思ひます。もう言わんかてわかつとると思うねや。民間と比べたらもう全然違うということは、えろう言うたら、さっき言うしに、残つたらあかんけど、違反してるとられてもかなんから、それは言われへんけども、そこらをきちつとやってほしいということと、滞納が609万円あるということやけども、その滞納の滞納整理というのか、どういふ方法でやってはるのか。例えば、滞納分を収納課で頼んまっさということになつたあるのか、滞納分は担当課で回つてゐるのか、そこらはどういふ形になつてゐるのかいな。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。

滞納分につきましては、原課、子育て福祉課の方でさせていただいております。今件数を言つた中の大体13件は、児童手当の方から、普通は振り込みになつておるんですけども、該当者の方に相談なりさせていただいて、現金払いという形でその都度子育ての方に、窓口に来ていただいてその分を、支払額の半分を納付していただいております。

あとは、通知なり相談に来ていただくのには、毎回させていただいております。

以上です。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 いろいろとやつてもらつてゐると思つとるわけやけど、やっぱり公平性からいうたらきちつとやってほしいというふうに思ひます。あまりきつう言うたらまた怒られるからあれやけど、かなりの金額の滞納がある。

1つだけやけど、この中には民間保育所の滞納分も入つたということかいな。もちろんそうやな。

もう1回だけやけど、どのぐらゐあるの。民間と公立と分けたら。

朝岡委員長 課長。どうぞ。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。

今、ちょっと手元にないので、あすにでもまたさせていただきます。私立の保育所に關しましても、市の方で、子育て福祉課の方で同じ対応をさせていただいております。

朝岡委員長 後ほどまた説明してください。

西井委員。

西井委員 私、議員にならせてもらって、再々申し上げているわけですが、敬老会の送り迎えについて何年か前にも考えてくれということで、前向きな返答をもらいながら、まだ検討されていないと思いますが、特にマルベリーホールでされる場合、行きたくても行きにくいというので、私の当大字では大字としてバスを借り上げて、大字の貧しい予算の中から、皆さん方が集めたお金から長年ご苦労くださった方々に送り迎えとしてバスを出しているわけでございます。

しかし、行政の公平性というか、そういう観点で、場所が中心やから仕方がないやなというわけでは、ずっといくわけではないと。やはり行きたい者が行きやすくする、そのためには何らかの制度を考えてもらうのが当然であろうと思いますが、長々と申し上げおるわけですが、一向に改善がされておられない。バス全部雇うとか、そんなことと違って、地域に対して、そういう施策をされたところには負担金を何ぼか出すとかいう方法が何なりとあると思います。ちょっとその辺が、今までからずっと何ら対処されていないのはいかがなものかなと思います、どのように思われているかどうか、その辺答弁をお願いします。

朝岡委員長 市長。

山下市長 西井委員が議員になられてから、ずっとこのことについて主張されてこられたということはあるかと思います。ただ、どこまでどういう形が公平なのかというのが、非常にわかりにくいところ、確かに旧當麻の方から来られるのはほとんどバスか大字の役員の方々が車で乗り合わせてこられる。ただ、新庄方面からもいらっしゃるのに、旧の忍海の方とかそういうところからは車に乗り合わせたりとかされているというのもあるかと思います。どこからどこまでが出して、どこからどこまで出さないというのが難しいかなというふうに思いますので、そのあたりいろいろと引き続き研究をしてみたいなというふうに思っております。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 確かに公平に対処するというのは、確かに公平性を私も申し上げているわけですが、大変難しいところがあると思います。だから、一括交付金で各大字にはやってるがなど、これは決められた戸数やら決められた制度の中でやられているわけです。だから、ちょっとその辺も含めてそういうふうな施策をして、その辺の大字にされているのは、領収書とか何かがあったら何%か補助するとかいう方法が。されてない大字はなしでもいいのではないかなと。送り迎えにバスを使っているとか、またそれなりの領収書という形をされているところには何%負担とかいうふうな形も考えられると。その辺は、前向きに検討してもらいたい。これはもうずっと申し上げて、こんな同じことばかり言いたくはないわけですけど、やはり遠い地域からは、極端に言うたら、當麻地域から見たら、なぜマルベリーホールばかりやと、當麻の文化センターも使うてくれやんかいとかいうふうな論議まで発展するわけです。場所的なものと施設やる場所でマルベリーホールで一括にされるのも2回に分けてされるのは、それはそれでええと思います。しかしながら、その辺の何らかの施策をしてもらわなかったら、年寄りの口々の話では何でそないなるんやという話が出てくるということで、本当にその辺で留意した形でやってもらわなければ、話がだんだんと大きくなってきて、年寄りが何

とか気分を害されると。その辺で私もどないなっぺんねやという話をよく聞くわけでございますので、もうちょっと何か考えられるかどうかの答弁をもらいたいと思います。

朝岡委員長 市長。

山下市長 何をもって公平とするのかというのは、非常に難しいところだと思います。敬老会のことしかり、またここには出てませんが、自治振興の中で草刈り等に関して、一斉清掃で傾斜配分では若干やっておりますけれども、草刈り等が広い大字と少ない大字とどう違うねんとかということも、いろいろあるかと思いますが。どこで公平性をとるのか、そのあたりというのは、そうすればそうしたで、なぜ、では近くても車で、お年寄り足が悪いのに、車で行く、送り迎えするのに、何でお金出してくれへんねんと言われたときに、そのあたりが難しからうと思います。これは、大きなテーマだと思います。

みんなにたくさん来ていただいて、見ていただきたいという思いはございますけれども、今、西井委員がおっしゃっていただいている気持ちをどうやってくんでいくのか、また担当と話しをして考えてみたいというふうに思っております。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 できるだけ考えられる中で、苦情の出ない方法で検討してもらいたいということで、質問はこの点については終わらせていただきます。

朝岡委員長 それでは、本日3款、4款の質疑の途中でございますが、当初予定しておりました時間がそろそろ参ってきておりますので、本日はこの程度でとどめておきたいと思っております。

それでは、本日の委員会はこれにて終了させていただきます。

延 会 午後5時55分